

議事日程（第4号）

平成25年3月13日（水）午後1時開議

1. 出席議員は、次のとおりである。

1 番 村上源吉君	2 番 高橋道弘君	3 番 高橋真一郎君
4 番 鳴原利光君	6 番 菅野清一君	7 番 菅野意美子君
8 番 新関善三君	9 番 菅野正彦君	10 番 黒沢敏雄君
11 番 五十嵐謙吉君	13 番 石河清君	14 番 遠藤宗弘君
15 番 斎藤博美君	16 番 佐藤喜三郎君	

2. 欠席議員は、次のとおりである。

5 番 高橋道也君	12 番 高野善兵衛君
-----------	-------------

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者は、次のとおりである。

町 長	古川道郎君	副 町 長	永田嗣昭君
総務課長	高橋清美君	企画財政課長	菅野浩市郎君
町民税務課長	高橋良之君	会計管理者	佐藤修一君
保健福祉課長	佐藤真寿夫君	建設水道課長	佐藤賢助君
原子力災害対策課長	沢口進君	産業課長	沢井一雄君
教育委員長	佐藤捷善君	教育長	神田紀君
教育次長	仲江泰宏君	生涯学習課長	松本康弘君
総務課長補佐	大内彰君		

4. 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	佐藤光正	書 記	橋本文雄
		書 記	菅野春華

5. 会議事件は、次のとおりである。

会議録署名議員の指名

一般質問

議案第26号 平成24年度川俣町一般会計補正予算（第9号）（質疑）

◎開議の宣告

○議長（佐藤喜三郎君） ただいまの出席議員は13人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午後1時00分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第1，会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第118条の規定により、議長において3番議員 高橋真一郎君、4番議員 鳴原利光君を指名いたします。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第2，これより昨日に引き続き一般質問を行います。

一般質問は一問一答方式により行い、議員の発言は答弁を含めて60分以内いたします。なお、質問及び答弁は、簡潔かつ要領よく発言するようにお願いいたします。

それでは、通告順に質問を許します。

13番議員 石河清君の登壇を求めます。石河清君。

○13番（石河 清君） 13番議員の石河でございます。私は、地域住民の皆様方や町民の方々から、私ども日本共産党や党後援会の方にお寄せいただきました諸要求や願いの中から、先に通告していたとおり大きくは3点ほどにわたりまして町当局の今後の対策、対応、あるいは考え方について、質してまいりたいと思う次第であります。

まず、最初の大きな第1点目は、TPP交渉参加阻止に向けての働きかけをについてであります。新聞報道でも明らかなように、安倍首相は、日本時間で2月23日未明、ホワイトハウスでオバマ米大統領との初めての首脳会談後の記者会見で、環太平洋連携協定、TPP交渉に関して、会談で聖域なき関税撤廃が前提でないことが明確になったと指摘し、なるべく早い段階で決断したいと、TPP交渉参加に踏み出す考えを明言いたしました。TPP参加は、国論を二分している大問題であるにもかかわらず、国会をはじめ、国内での国民的議論の場で態度を明らかにすることなく、日米首脳会談という、このような場で交渉参加に踏み出したことは、許せないというふうに考えるわけであります。TPPについて、首相は聖域なき関税撤廃が前提でないことが明確になったとしているわけですが、しかし、発表されたTPPに関する日米共同声明では、すべての物品が交渉の対象とされとし、既にTPP交渉参加国で合意されているTPPの輪郭であります。アウトラインにおいて、指名された包括的で高い水準の協定を達成していくことになることを確認するとしているわけであります。このアウトラインは、関税並びに物品サービスの貿易及び投資に対するその他の障壁を撤廃する。すなわち、関税と非課税障壁の撤廃が原則であることが明記されているわけであります。アウトラインの達成を確認するとしながら、聖域なき関税撤廃の前提でないことが明確になったなどというのは、国民を欺くものにほかならないわけであります。日米共同声明では、一方的に

すべての関税を撤廃することをあらかじめ約束することを求められているものではないと書かれているわけであります。しかし、これは交渉の場で、例外なき主張することは認めるという程度のものに過ぎず、交渉の結果、どうなるかについて何らの保証を与えるものではないわけであります。こんなごまかしで国民への公約を投げ捨て、農業や医療、国民の食の安全をはじめ、広範な分野で地域経済と国民生活に深刻な打撃となるＴＰＰを推進することは絶対に許されるものではないというふうに考えるわけであります。

大きな質問の第１点目であります。ＴＰＰに参加することにより、本町農業への大きな影響はもとより、地域の関連産業も含めた地域産業全体に対し、多大な影響を及ぼすことは明らかであります。断じて認めることはできないわけであります。そうでなくとも、本町を取り巻く環境は、急速な少子高齢化、人口減、人口の流出、基幹産業である農林水産業の衰退、加えてこの度の原発事故による甚大な被害など極めて厳しい状況にあるわけであります。町として今後、ＴＰＰ交渉参加阻止に向けての働きかけを町長を先頭に国及び関係機関等に更に強く求めるべきであるというふうに考えるわけでありますが、今後の町の対策、対応についてお伺いをおきたいと思ひます。

続いての２点目の質問、自然エネルギー導入の取り組みについてであります。本町は、脱原発を推進することはもちろんのこと、原子力への依存からの脱却を目指すためにも、将来に向けての自然再生エネルギー利用推進計画や取り組みなどの基本方針を早急に作るべきであるというふうに考えるわけであります。また、当面、できるところからの取り組みということで、学校や町公共施設に太陽光発電の設置など、今年度からの具体的な取り組みなどについてお伺いをおきたいと思ひます。安達郡大玉村では、再生可能エネルギー利用推進の村ということで、宣言などを行ったとお聞きをしているわけでありますが、我が町でも一歩でも前に進むためにも、このような宣言などを行ってはというふうに考えるわけでありますが、今後の町の取り組み、対策、対応についてお伺いをおきたいと思ひます。

質問の３点目、新年度における本町の水田や畑などの作付け方針、農地除染の取り組み方針について伺うものであります。また、耕作放棄地に対する除染の取り組み方針についても、併せてお伺いをおきたいと思ひます。

以上、大きくは３点ほどにわたりまして当局に対して質してまいりたいというふうに思う次第であります。

○議長（佐藤喜三郎君） 当局の答弁を求めます。古川町長。

○町長（古川道郎君） 今日一般質問どうぞよろしくお願いをいたします。１３番石河清議員の質問に答弁をいたします。

はじめに、１点目のＴＰＰ交渉参加阻止に向けての働きかけを町長を先頭に国及び関係機関等に強く求めるべきであると考えているが、今後の町の対応策についてのご質問でございますが、日本時間の２月２３日未明、日米両政府は、環太平洋経済連携協定、ＴＰＰについての共同声明を発表いたしました。その声明では、すべての

品目が交渉の対象になるとしつつ、日本には一定の農産品、米国には一定の工業製品というように、両国とも二国間貿易上の微妙な点が存在すると指摘し、ＴＰＰ交渉参加に際し、あらかじめ一方的にすべての関税撤廃を約束するよう求められるものではないとなっておりますが、具体的な内容はまだ明らかになっていないのが、現状であると考えております。こうした状況にあり、議員のお質しにつきましては、先に遠藤宗弘議員の質問で答弁いたしましたとおり、福島県をはじめとする東北６県、北海道、新潟の８道県においても、農林水産大臣らに対し、ＴＰＰ交渉参加について慎重に判断することなどを求めていますし、先の定例会での答弁同様、ＴＰＰ参加は、町の産業経済に計り知れない打撃を与えることは明白と考え、ＴＰＰ環太平洋戦略的経済連携協定への参加は、農業のみならず、その他多くの分野で様々な問題が懸念されておりますので、早急に全国町村長の組織を通じて、各首長間との連携を強化し、国へ強く主張していきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

次に、２点目の自然エネルギー導入の取り組みについての(1)、将来に向けた自然再生エネルギー利用推進計画や取り組みなどの基本方針などを策定すべきと考えるがどうかについてのご質問でございますが、今、東日本大震災による原発問題や地球温暖化、電力の固定買取り制度などにより、再生可能エネルギーへの関心と期待が高まっております。このような中、本町におきましては、原発事故により被害を受けた地域として脱原発という考え方の下、太陽光、木質バイオマスなどの再生可能エネルギーを活用し、自立、分散型のエネルギーシステムであるスマートコミュニティをまちづくりの核とした川俣町過疎型スマートコミュニティプラン構築事業を推進しており、現在、成果報告書をまとめているところでございます。今後は本成果報告書を踏まえ、地域住民との合意形成を図りながら、具体的に推進する実施計画を策定し、見える姿にしていまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

次に(2)、学校や町公共施設への太陽光発電の設置に対する来年度からの具体的な取り組み方針はについてのご質問でございますが、ただいまご答弁申し上げましたように、現在、川俣町過疎型スマートコミュニティプラン構築事業を推進しておりますが、今後、自然エネルギーや再生可能エネルギー等の地域資源を活用した災害に強いエネルギーシステムを公共施設へ導入し、町の防災拠点としての機能をより高めていくことが重要と考えております。このことを踏まえ、平成２５年度におきましては、福島県再生可能エネルギー導入等による公共施設への防災拠点支援事業を活用し、福田小学校、川俣中学校、富田幼稚園の３教育施設に太陽光パネル及び蓄電池を設置するための予算を計上いたしましたところでございます。本事業の目的は、１つ目に、川俣町地域防災計画により、避難所として指定されている教育施設等において、非常時における防災拠点としての機能を維持するために必要な電力を確保し、町民に対する安全、安心な地域づくりの構築を目指すものであります。２つ目には、太陽光発電により温室効果ガス排出削減を図り、地球温暖化対策の推進

に努めるなど、次代を担う児童、生徒等へのエネルギー学習及び環境学習、防災学習等の充実を目指します。今後におきましても、町教育施設及び公共施設等への計画的な導入を進めてまいりたいと考えております。

次に(3)、大玉村では再生可能エネルギー利用推進の村宣言を行ったと聞くが、本町でも少しでも前に進むためにも、同様の宣言を行うべきではないか、今後の町の取り組みと対策、対応等について伺うについてのご質問でございますが、大玉村の再生可能エネルギー利用推進の村宣言につきましては、平成24年12月に原子力への依存からの脱却を目指すため、太陽光、小水力、バイオマス等再生可能エネルギーを積極的に活用し、併せて地球温暖化防止や低炭素社会の実現に寄与し、自然環境への負荷を極力抑える村となることを宣言したものでございます。本町では第5次川俣町振興計画に基づき、環境問題への対応といたしまして、廃棄物の適正処理を進めるとともに、循環型社会への更なる移行を目指して、リデュース（削減）、リユース（再利用）、リサイクル（再生）への3R活動を推進し、加えて地球温暖化防止対策や公衆衛生の向上に努めていたところでございます。これに加え、原発事故が発生し、その被害を受けた地域として、脱原発という考え方を進め、環境との共生を経済的な活力が両立する太陽光、木質バイオマス等の再生可能エネルギーの導入を推進することとしたところであります。このようなことから、これまでの太陽光発電システム設置に対する補助制度の拡充に取り組んでまいりましたし、先ほど答弁いたしましたとおり、25年度予算におきましては、幼稚園、小学校及び中学校にも太陽光発電を設置する予算を計上するなど、本町におきましても再生可能エネルギーの積極的な導入に努めております。以上のとおり、本町におきましても、再生可能エネルギーを積極的に推進しているところでありますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、3点目の新年度の水田、畑の作付け方針と農地除染の取り組み方針、耕作放棄地に対する除染の取り組み方針について伺うについてのご質問でございますが、平成25年度産の稲の作付け方針につきましては、山木屋地区を除く全地区で作付け制限は行いませんが、23年度産米で100ベクレル及び24年度産米で50ベクレルを超えた生産米が発生した地域においては、生産出荷管理を実施し、水稻作付けの安全対策を行うこととしております。米の安全対策としましては、今年も昨年に引き続き25年産米における全袋検査を実施し、米の安全、安心を確保してまいりたいと考えております。なお、畑地につきましては、通常の肥培管理の方法により作物の作付けを実施していただくこととしております。更に、何らかの理由により、24年度において農地の除染ができなかった耕作地におきましては、25年度に昨年と同様の川俣方式により実施することとし、農地除染を進めることができるよう予算措置をしております。耕作放棄地に対する除染の取り組みについては、先に1番 村上源吉議員のご質問で答弁いたしましたとおり、耕作放棄地の除染について、効果的、効率的な技術的進展が図られ、国から適切な手法が示される時期に即応しながら、耕作放棄地の除染を進めてまいりたいと考えておりますので、ご

理解賜りますようお願いをいたします。以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 石河清君。

○13番（石河 清君） 何点かについて再質させていただきたいというふうに思う次第であります。

最初の1点目のこのT P Pについては、12月にも私、取り上げて来たところがありますが、本町の農林業はもちろんですね、地域を守るという立場から、大変これは重要な問題であるというふうに私考えるものですから、今回も引き続き取り上げたというふうに、今回、取り上げた次第でございます。それぞれ私も各分野から本当に怒りの声が続々と、怒りの声が挙がっておるんです。若干ちょっとそれをお知らせしたいというふうに思うんですが、特にJ Aの全中、全国農業協同組合の中央会、これ会長名の声明を発表しておりまして、日本の食と暮らし、命を守るため、組織の総力を挙げて徹底して運動していくというふうに表明がされているんです。そして、全国漁業協同組合連合会、これ普通全漁連というふうに言うんですが、これも代表理事会長名で、拙速な判断は国益を毀損することにつながるものだというふうに批判がされているわけであります。更に、医療保険分野の方からも、日本医師会のこれは横倉会長から、T P P交渉参加によって公的医療保険制度が揺るがされることを懸念するということで、これも記者会見がなされている、そのような報道がされております。全国保険医団体連合会、保団連というふうに普通呼んでおるんですが、これも会長名で、特に国民皆保険制度から守る立場からT P P交渉参加の意向表明に抗議するという談話が発表されているわけであります。消費者団体からも主婦連合会のほうからですね、特に食品添加物、残留農薬基準をはじめ、多くの化学物質の使用緩和や遺伝子組み替え食品表示の撤廃なども対象に入りますということで懸念を表明されております。日本消費者連盟のほうからは、自民党が昨年、12月の総選挙のときに発表した公約でうたった5つの非課税の分野に、非関税の分野に存在する重要な懸念事項が全く払拭されない状況で、正式参加表明するなど論外である、暴挙であるというふうに非難が出されております。これは一部でありますけれども、新聞報道などもなされておりますので、町長もたぶん目にしているかなというふうに思う次第であります。もちろん私も一農家、また、農業委員会委員の1人でもございます。農業委員会も全国の組織を上げて、とにかく日本の農業、地域の農業を守るために断固反対するということで運動を現在、進めているところでございます。このように今、本当に全国の各分野といいますか、そして、もちろん国民世論も大きく二分されている状況にあるわけであります。特に私が懸念しているのは、例えば昨日もちょっと同僚議員からのこともあったので、例えば米1俵、今でさえも1万4,000～1万5,000円で我々農家は売っているんでありますけれども、生産費がちょうど1万7,000円かかっておるんですよ。今でさえも1万4,000～1万5,000円では、これ赤字ぐらいでやっているような状況なんです。これT P Pがもしこれが実施されれば、これは4,000円、1俵ですよ、30キロじゃないですよ。1俵4,000円ないし5,000円の米が入ってく

るんですよ。これではこれ太刀打ちできないですよ、当然。そしたら、私自身もこれ作れなくなる。極端な話で言えば、小島の349の国道筋、あと鶴沢の国道筋見えるところが4,000円の米作らなくなったらどうなりますか。今、山木屋の皆さんが大変な状況で、山木屋に行ってみるとあのように本当に荒れているような状況になっております。大変残念なことであります。そしたら、私どものほうにもこういうふうになったら、そんなことを言ってはあれですが、これは私ども人間も住んでられなくなってしまうような環境に、私は本当に危惧しているんですよ。だから、4,000円、5,000円の米になったら、本当に誰も作れないですよ。だから、私はこのTPPはとんでもないというふうに常々思っているし、今回、大変大きく世論を盛り上げてストップをかけていかないと、これは大変なことになってしまうというふうに私は危惧しておりますので、いろいろと町長も反対であるということで12月の議会から答弁はもらってはいるんですけども、これをどうしても阻止していくといううえには、やはり町長が更に固い決意をもって、やはり国や関係機関のほうに働きかけを強めていかなくてはならないのではないかというふうに改めて思う次第でありますので、まず、最初にその辺、町長にお伺いをしておきたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁いたします。

TPP問題につきましては、昨日、14番 遠藤宗弘議員の質問にも答弁したとおりでありますので、同じ答弁でありますので、ご理解を賜りたいと思います。今、ご質問にありますように、多くの分野からこの交渉参加についての反対の声が出されているのも聞いております。特に今回のこのTPP交渉参加につきましては、昨年の総選挙で公約として掲げた事項でありました。そういったことを考えますときに、今、問題とされております農業問題、医療保険の問題も含めて、聖域を設けることでの交渉というようなことを申ししていたところなんですけれども、それが聖域なしだということの状況に変わってきているということも報道されております。本来、これも報道でありますけれども、シンガポール、ブルネイ、ニュージーランドで始まったこの環太平洋貿易はですね、それぞれ足りないところ、得意な分野をお互いに補い合いながら発展をするんだということでスタートしたということですが、それにアメリカが加わり、大きくなってきたところでございます。そんな中で、日本がこれから参加しようとするところでございますけれども、新聞報道によりますと、既に参加した国の条件を変えるような、新たなことはだめだというようなことも報道されておりますので、そんな意味で心配の声が多く寄せられていると思っております。私といたしましては、全国町村会におきましても、反対の決意表明を総理大臣あてに直接やっているところもございまして、これからもそういった場を通じながら、また、我々も地方を守る、農業を守っていく、また、日本の経済をしっかりと支えていくという意味では、取り組みを強化していかなくてはならないと思っております。また、昨日も申し上げましたけれども、今、貿易立国

でありますから、お互いの国際貿易の中で、やっぱり生きていかなくちゃならない面も日本は持っているわけでありますから、そういったことも考えましたときには、こういったＴＰＰ交渉、あるいはまた２国間協定なり、これからの日本の貿易のあり方についても、この際でありますので、しっかりと取り組み方についての確認もしながら、この国際貿易についての考え方をしっかりと国が積極的にリードしながら、国際関係でやっていくべきではないかなという思いを持っておりますので、まず、このＴＰＰにつきましては、現在、問題となっていること等について、強く国のほうに訴えて、皆さんとともに行動をしていきたいと、そのように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 石河清君。

○１３番（石河 清君） あと２つ目は、自然エネルギーの導入についてでございますけれども、私は基本的に本町の今後の復興に向けて、特にエネルギーについては、当然、基本的に地産地消でやはり取り組むべきであるというふうに私は常々考えておる次第でございます。そういう観点から特に復興、将来のエネルギー確保という点で、原発に頼らない自然エネルギーの確保という点から、当面、太陽光発電、あるいは本町やはりこのような自然条件の我が町でございますので、やはり小水力など、当然、積極的に取り組んで、もちろん調査研究もしなければならぬというふうには思いますけれども、やはりこのような小水力の発電なども設置に向けて、積極的に取り組まれるべきであるというふうに私は考えているところでございます。いずれにせよ、やはりこれも今後の利用推進計画や基本方針を早急に作って、やはり取り組んでいかないと、あたりばったりのことでやっていたのでは、やはり私は進まないと思うんでありますよ。まず、その辺について、今後のいわゆる利用推進計画、あるいは基本方針を早急に作るべきであるというふうに思う次第であります。この件について、まず、最初に当局の考えを伺いたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問で、今後の利用方針計画ということでございますけれども、現在ですね実現可能性調整ということでやっております、３月末ぐらいには大体まとめるということでございますけれども、その中でただいまいろいろご提案もございましたが、小水力、また、太陽光とか風力とかバイオマスとかの賦存量調査とか、可能性調査というものを現在やっておりますので、そういったのをとりまとめて、それに基づいて２５年度に、それでは具体的にどういところでどういうものができるかという具体的な内容の計画については、２５年度にとりかかりたいというふうに考えてございます。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 石河清君。

○１３番（石河 清君） 昨日もちょっとこの点についての特に議論もちょっとあったので、私はですね特にこの小水力というのは、ちょっと去年、産業常任委員会で研修に行った際にも、石川県の能登のほうで見てきたんですけれども、特に用水路なんかにおいて発電できるような、本当に小型の今あれですよね、各１軒１軒で利用

できるような、そのようなものが開発されているんですよ。私もまだ勉強不足で去年行って初めてびっくりしたくらいなんです。今後、そういう小水力のいわゆるその辺どの程度に今、調査、研究とか、その辺なされてお分かりになっているのか、まず、ちょっとお伺いしたいんですが。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） 小水力発電の関係でございますが、この小水力につきましても、町内17か所調べておるところでございますけれども、ただ、有力というふうに考えられるのは、浄水場の下からあの仁井町のあの付近だろうということではおります。この小水力につきましては、全国的な協議会がございまして、その中でもたくさんデータなり資料、あの問題点なりも明確にしているところも、そういったこともございますので、そういったことも含めて検討しながら今後の計画の中で考えてまいりたいと思います。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 石河清君。

○13番（石河 清君） 今、17か所ぐらいで小水力についても、ちょっとそういう答弁があったんですが、そうすると私が例えば去年見てきたような、今あれですよ、取り外しやなんかも持ち運びができるような、そういうものはまだ当局ではまだあれかな、見たこともないというか、全然分からないんですか。だから、そういうものも今、どんどん開発されておるんですよ。ですので、将来はですよ大体どこに行っても用水路はありますよね、郡部の方に行けば。だから、大きい川でなくても良いんです。だから、用水路でも良いわけだから。結局水車の羽根ということで、らせん状になっているんだから、らせん状に。だから、用水の中に置いて発電できるような、そのような発電機なんです。だから、見たことないというか、ちょっと去年の私の一般質問のところに写真でその見てきたやつ産業課長に載っけてもらっているんで、産業課長も一緒に行ってきたのでたぶん分かっているかと思うんですが、将来ですよ、だから私は、そのような小規模も大いに取り入れながら、やはり本町ではやっていかなければならないのではないかというふうに去年見てきて強く感じたので、今申し上げているんでございます。あとですね、当面、学校なり、もちろん本町の役場なりに太陽光上げるというのは、これは良いんですが、やはりあれですよ、これだって万が一の災害の場合の町民の避難場所になっている学校や各地区の公民館、今17～18か所ありますよね。これだって毎年あたりばったりやっていたのでは、だめなんです。やはり5か年計画、10か年計画きちっと組んで、来年はどことどこ、再来年はどことどこ、少なくとも5年ぐらいには、これは18か所ぐらいだからやってもらいたいなと、実施してもらいたいなというふうに思うのであります。であるので、最初に戻ったように、やはり基本方針、そういうものがなかったらあたりばったりで取り組んだってできっこないでしょう、これ。でありますので、大変私はその辺が基本方針、推進利用計画、そういう工程表がなかったら進まないでしょう、これ物事、何の事業でもそうですが。ですので、それきっちりですね、そのようなものを先ほど答弁にあったので、今年度中にまとまる

かなというふうに期待はしておるんでありますが、そういうのも総合的にやはり実施できるような方向で小水力も含めた、あと風力もあるでしょう。入れてですね、本町の何というのかな自然条件も活かされた、そのような自然エネルギーのやはり活用方針なり利用方針、そのような計画を早急に作る、きちっとしたものを作っていただきたいと。そのような計画をじゃ25年度中に作るということなんですね、再度伺います。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいま自然エネルギーを活用した基本計画の関係でございますけれども、確かにただいま用水路の利用の中で、らせん状のものでかなりコンパクトなものもあるということでございますので、そうしたご意見も参考にしながら、25年度の計画策定の際は、また、防災計画のほうの一般の避難所等の関係もまた25年度でございますので、そういったものも含めて相互に調整をしながら、実施計画の策定のほうで考えてまいりたいと思います。

以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 石河清君。

○13番（石河 清君） 私、申し上げたように、とにかく基本的な推進計画、このような基本計画を早急に作っていただくように強く要請して、この件については終わりたいというふうに思います。

あとちょっと町長、これは大玉村では、やはりこれを一步前進させるために、私は大変すばらしいなというふうに思ったんですが、再生可能エネルギー利用推進の村宣言をやったんですよね、大玉村では。だから、我が町もやはりこれやってくださいよ、当然。これは本当にやっていかないと、本町の復興にもならないと思いますよ。この大事な問題ですので、やはりこのような宣言も大玉村に習ってやっていただきたいと思いますと思いますが、町長の今後の取り組みについて伺います。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁いたします。

今、再生可能エネルギー利用推進の村宣言の件でございますが、そのような再生可能エネルギー利用推進的なものについては、先ほど答弁したようなことでありますから、それを今度は宣言という形で出してやっていくべきではないかというようなお質しでございますので、私も今日初めて今回、話をお聞きしたところでございますから、そういった取り組み方の全体的なことも把握しながら、町といたしましても脱原発、再生可能エネルギーを目指すんだというようなことでやっておりますので、検討させていただきたいと思います。以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 石河清君。

○13番（石河 清君） ちょっと今の答弁では、私も納得いかないんですが、これは町長あれですよ、前向きに一步二歩前進させるには、やはりこのような大玉村に習って、やはり私は当然こういう宣言もこれはやっていただきたいというふうに思いますので、これも強く要請しておきたいというふうに思います。

あと3つ目の新年度の作付け方針、先ほどご答弁いただきました。去年できなかった事情があって、そういうところは川俣方式で今年もやるということで、あとは私は除染について大変ちょっと危惧しておるんですが、やはり除染というのは、今、もちろん私どものほうの5地区についてはね住宅の1軒、1軒について、今、郡部のほうもやってもらっているんですが、やはり必ず郡部のほうの我々農家の周りには、去年、耕している田畑については除染をやっているかもしれない。けども、遊休農地が結構多いんですよね、桑畑をはじめ。なので、そういうところは今回、やっている除染は20メートルしかやらないわけですよね、住宅の周り。なので、残っちゃっているんですよね。家のわきとか裏に必ずこれそういう耕されていない農地があるんですよ。ですので、私は遊休農地についても、きっちりやはりどうするんだということで、去年から議会でも取り上げて質問をしておったんですが。ですので、除染をやるということは、安心してここにどう住まわれるかですから。だから、私は山もやってもらいたいんですが、当面、やはり住宅もやる、あと20メートルまでやってもらう、あと家の周りの少なくとも遊休農地もやっていかないと、家の周辺のきれいな環境にこれ取り戻せないでしょう。なので、私は除染という位置づけで、これはどこの課でやったって私は構わないんだけど、この遊休農地についても、必ず家の周りに農家の周りがあるわけだから、これも今回ですよ、これからやるわけだからね。それこそ福田のほうとかなんかは。だから一緒にやれば、更に私は効果があると思いますよ。その辺の取り組みについて伺っておきたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

特に生活圏の除染ということで、特に今回実施をしております生活圏の脇に農地等があった場合であります、その農地等についても農地除染が終わってないというようなところがあるかと思います。今現在、町の方での除染の対策としましては、特に生活圏の周りの実施をして、山林等があれば20メートル程度の除染ということでの山林の部分については実施をしております。あと農地につきましては、すべて20メートル農地を除染をするという方向に今、至っておりません。宅地のわきにある農地につきましては、状況もいろいろ見させていただいて、耕作放棄地等になっている農地につきましては、土手の部分とか周りの部分を確認をさせていただいて、必要最小限の草刈、深刈り、または木がある場合については、その木の処理等についても状況を見させていただいてやっているということで、すべて20メートル程度農地をやるということでは、今してございません。そんなことで、生活圏の周りの農地で耕作放棄地、また、除染をしてないものについては状況を見させていただいて、大変メーターがなんぼということはいきませんが、状況を見させていただいて除染をしているということで、ご理解をいただきたいと思います。

以上で答弁とします。

○議長（佐藤喜三郎君） 石河清君。

○13番（石河 清君）　ということは、当然、家の周りの農家の周りのいわゆる耕作されていない遊休農地ですね、これいっぱいあるんだけど、残っているわけですよね。だから、今、私は除染という立場から、これは農地であれ、生活除染であれ同じなわけだ、住んでいるには。その周辺。できれば山までやらないと元の環境が取り戻せないわけだから。だから、今年ですね早くいわゆる遊休農地、家の周りにあるやつについては、やはり一緒に取り組めるような方向で、だって今年4月からこっちのほうはまだこれからやるわけだからね、生活圏。それと併せてできるような方向で取り組んでいただきたいとは思っています。あと去年終わったところはしょうがないから、これからそれは改めて、山林でなくてあれだよ、農地に地目上なっているんだからね、遊休農地だって。だから、そういうところはやはりやっていただくということで進めていただきたいんですが、どうですかその辺。

○議長（佐藤喜三郎君）　原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君）　質問に答弁を申し上げます。

今、議員お質しの耕作放棄になっている隣接する畑、田んぼ等の除染でございますけれども、やはり今の状況でいきますと、状況を見させていただいて、先ほど答弁申し上げましたが、20メートル山林やる場合でも、農地は20メートル必ずやるというようなところまでは、大変今のところはいってなくて、議員お質しのやはりその脇にあって、空間線量等が大変影響があるという場合については、もう少し奥までというような状況もありますけれども、やはり一概に何メートルというところまではまだ行ってなくて、その辺の状況に併せてということでの答弁にさせていただきますと思いますが、その議員お質しの中身等についても十分考慮に入れながら、今後、調整方してまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で答弁とします。

○議長（佐藤喜三郎君）　石河清君。

○13番（石河 清君）　あのですね私は20メートルはもちろんそれは当然だとは思っているけれども、20メートル以外のところだって農地となってやってないわけだから、そこも田んぼや畑になっているわけだから、やはり今回の遊休農地として、去年、川俣方式で農地やったべした。だから、よその町は知らないですよ。けれども、住んでいるにはそうしなかったら安心して住まわれないんですよ。なので、山のほうは確かにいろいろやってもらいたいけれども、国の方も全然はつきりしないので、それはね今大変な、これも山もやってもらいたいですよ。やらなかったら流れてくるんだから。せめて今年はやっぱり地目が畑になっているのを隣地にしている農地についてはそれきっちりつかんでですね、やはり一緒に除染してくださいよ。そういうふうにしてもらうように強く私は要請したいというふうに思います。そのような方向で答弁もあったので、是非これはそのような方向で要請しておきたいというふうに思います。

あとですね当然、用水路、昨日もちよつと議論にはなったんだけど、用水路もあれば、ため池その上にあるわけだからね。併せてこの用水路、ため池、その辺

もこれも早急にやってもらいたいんだけど、どのようなことで町はやろうとしているのか、まず、最初にその辺を伺っておきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ご質問に答弁いたします。

昨日申しましたとおり、水路に関しましては、これ農業用水路は当然のことながら位置づけ的なもの、そういったものを調査させていただきまして、もちろん線量管理も含めましてやるということで、町としてはきちんとした方針を進めていきたい。それは思っております。

あともう1つため池に関しましては、ただいま現在、来年度分早々に農地事務所のほうと協議やりましてまず、調査をしますと。調査をして、底の部分ですけれども、どのような線量なのか現況を確認をさせていただいて、対応等にやりまして、これは大変申し訳ございませんが、検討している段階ですので、町としても両方併せましてやはり進めてまいりたいということには変わりはないので、そのような形でご答弁とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 石河清君。

○13番（石河 清君） 用水路と併せてやはり当然ため池も、私も一緒にやらなければ意味がないなというふうに思うんですよ。だから、その辺はきっちりやっていたくような計画をもって取り組んでいただきたいと、この辺は強く要請しておきます。

あとですね農家の人が今、大変去年大変遅れてしまったんだけど、土壌検査もやっておりますよね。もちろん米の全袋検査でも除染したところはもちろん引っかからなかったんだけど、土壌検査の結果はどうなのかなと。もちろん2回目の終わっていないのは分かるんだけど、最初のやつ分かっていれば、早く農家に教えてもらいたいんだよね。だから、そういうことも、もちろん後のがなも分かれば比較はできるんだけど、比較は後にしていいので、分かっている前のやつ、これ終わっているんでしょう。だから、前のやつは農家にそれを示してほしいんですよ。それどうなのかな。

○議長（佐藤喜三郎君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ただいまのご質問にご答弁いたします。

データに関しまして、2日前ですけれども、私の手元に届きましたので、今現在、それを開きまして分類して、これから農家の方々に通知を出すような段階でありますので、それと併せてなるべく早い段階に農家の方々に前の分に関しましてはお知らせを出したいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 石河清君。

○13番（石河 清君） それで、先ほどちょっと申し上げるのを忘れたので、最後に、作付け方針なんかはですよ、やはり農家の皆さん、町民の皆さんに、これ早い時期に作付け方針なんかはきっちり示していただかないといろいろ支障が出てくるので、農地除染の方針とかなんかも、これは早急にやはり農家の皆さんのところにお知らせ

せいただきたいなというふうに思いますが、その辺。

○議長（佐藤喜三郎君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） 質問にお答えいたします。

ただいまの議員のおっしゃるとおりに、早急にそういったものに関しまして、併せて農家の方々に知らせを入れたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 石河清君。

○13番（石河 清君） 以上で私の一般質問を終わります。

○議長（佐藤喜三郎君） 以上で石河清議員の一般質問を終わります。

次に、6番議員 菅野清一君の登壇を求めます。菅野清一君。

○6番（菅野清一君） 6番 菅野清一であります。私は、本定例会に臨み、当面の諸課題に対し、先に通告してあります大きく2件、細部5件について、当局の姿勢を質すものであります。

政府の無知、無能、無策の原子力行政と人命軽視、経済市場主義の東電の原子力発電所が引き起こした原発事故から2年が経過する中、その被害の深刻さは拡大の一途をたどっております。この度の震災対策には、今年度末までおよそ1兆7,000億円という膨大な復興資金を投じながらも、その成果は全く見られない現状にあります。特に原発被害に対しては、その罪を認めながらも、本気で賠償する気がない政府と東電、そして、行き場のない放射性物質を抱えながら除染問題と課題は実に深刻であります。賠償問題もこれまで加害者である東電に公的資金1兆円、損害賠償支援機構から3兆2,000億円、合わせて4兆2,000億円も投じながらも賠償に使われたのはたった1兆7,000億円にすぎません。この賠償の実態が、いまだその建設の目途も立たない中間貯蔵施設に象徴されているのであります。被災住民の土地に住めなくしておいて、ろくな賠償もせず、核廃棄物のごみ処理場の話を持っていく、この国の政府の無神経さが疑われるのであります。このような中、ついに甲状腺ガンが3人、そして7人の疑い、県の県民健康管理検討委員会より発表されました。およそ8万6,000人の子どもの調査から実に43%という結節膿疱が見つけたことは重大な問題であります。しかしながら、ミスター100ミリシーベルトと言われる山下教授なるものを率いる福島県健康管理検討調査委員会は、あなたの健康を見守りますというような意味不明なスローガンを掲げ、この集団はチェルノブイリ事故との比較で事故から4～5年経っていないので、原発事故の影響とは考えにくいなどと嘘ぶいているのであります。もはやこのような集団に健康管理を語る資格は全くありません。原発事故による放射性汚染以外に説明できるものなら、していただきたいものであります。しかもことあるうちに、昨年9月にスクープされた同委員会の準備会という意見のすり合わせ、口裏合わせの秘密会が何よりもその隠ぺい体質を証明しております。この19人の集団による秘密会は、一昨年の発足当時より実に20回に及ぶと言われております。この体質は、正にこれまでの東電の隠ぺい体質そのものであります。その東電に対して、後から後から新しい事実が明らかになってきております。高濃度放射性物質の拡散は、水

素爆発によるものと言われておりますが、既に3月12日の午前より水素爆発は3時26分ですから、しかも、そのベントの前に既に原発から5キロの地点で1,590マイクロシーベルトが計測されていたことが県のモニタリングポストで明らかになっております。今、1F、いわゆる第一原発では実に62種類の高濃度放射性物質を含んだ毎日400トンという汚染水の対策に迫られ、その量は27万トンに達しております。まもなくあの発電所の敷地はいっぱいになる予定であります。そのタンクの数も900を超えております。比較的低濃度の汚染水は海に流すと言って、今、県漁連から猛抗議を受けているのが現場の実態であります。現在、汚染水対策として、原子炉建屋の山側に12か所の井戸を掘り、汚染される前に水をくみ上げる対策に出ております。また、昨年9月に稼働予定の放射性物質除去装置、いわゆるアルプスが設置されているものの、この装置ではトリチウムは取り除けないために、その対策はまだ暗礁に乗り上げているのが現場の現状であります。また、これまでうやむやにされてきた5号機78万キロワット、6号機110万キロワットの原子炉の問題であります。これについても、トリチウムが検出されていることから格納容器、いわゆるドライウェルが破壊されていることは明らかであります。今なお、この1Fのプラントからは毎時1,000万ベクレルという高濃度放射性物質が出続けており、1号機、2号機、この3つは放射線が高く、現場に近づけない現状にあります。正に手の施せない状態が日々続いているのであります。このような現場の状況、そして、長期化する避難生活、いまだ手つかずの国直轄の除染という名の移染事業も、その実態の伴わない避難区域の見直しの強要の狭間の中で、今、被災住民は苦悩の毎日であります。今こそ自治体本来の姿である住民自治の精神に基づいて、大きく今、この自治体の声が問われております。生活再建、そして健康被害の問題、それらを含めて、当局の姿勢を質すものであります。

1つ目として、国による被災関連復興予算、いわゆる3つの予算に対して、町は山木屋地区の復興計画、町の復興計画との整合性で具体的にどのような対策を取ろうとしているのか。

2つ目として、この3つの予算に何と何が手を挙げる状態になっているのか、その具体的進捗状況についてお尋ねします。

次に、健康問題として、この甲状腺ガンの発生とその具体的対応策についてであります。いわゆるこの県の健康管理検討調査委員会は、町としてはどのように位置づけしているのか。3人のガン患者の発生と7人の疑いは、町にはどのような形で報告されているのか。

また、3つ目として、この住民の健康管理に対して、県の健康管理検討委員会に住民説明会を求めるべきではないかと思います。

以上の点について質問いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 当局の答弁を求めます。古川町長。

○町長（古川道郎君） 6番 菅野清一議員の質問に答弁をいたします。

はじめに、1点目の国による原発復興関連予算に対する町の対策はの(1)、町の

復興計画との関連はについてのご質問でございますが、国における今回の原発被害復興関連予算につきましては、福島復興再生基本方針と福島県等からの要望に配慮しながら安倍総理の指示等により、復興庁が司令塔となった原子力災害からの福島の復興及び再生を加速的に推進することができるよう編成したものであります。また、国が前面に立って、福島の深刻な諸問題に対応できるよう事業制度を創設するとともに、諸制度の隙間を埋め、機動的に対応することで、対応、対策を強化しております。具体的には、福島ふるさと復活プロジェクト、司令塔機能の強化、地域社会の再生、安全、安心な生活環境の実現、地域経済の再生が主な支援制度となっております。こうした支援制度の趣旨と川俣町復興計画に掲げている復興施策の方向性は共通しており、被災から一日も早い復興を成し遂げるため、各種支援制度について積極的に復興計画に盛り込み、それらを最大限に活用しながら、生活再建や地域の再生、復興に向けて取り組みたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、(2)の関連3予算に対しての計画はについてのご質問につきましては、1番 村上源吉議員に答弁しましたとおり、原災避難区域等期間再生加速事業につきましては、健康管理、地域福祉、生活環境、学校施設の設備修繕、保全等の各分野からその事業の洗い出しを現在行っているところでございます。また、長期避難者生活拠点形成交付金につきましては、川俣精練跡地を活用し、災害公営住宅を整備するうえで活用してまいりたいと考えております。更に、住宅福島定住緊急支援交付金につきましては、屋内運動施設の整備を復興庁との協議を踏まえ、検討しているところでございます。いずれの事業につきましても、事業計画書を国に申請し、採択を受けてから進めていくこととなりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、2点目の甲状腺ガンの発生とその具体的対策はの(1)、健康管理検討委員会の町としての位置づけについてのご質問でございますが、県民健康管理調査検討委員会は、福島県において、福島第一原子力発電所事故による県内の放射能汚染を踏まえ、県民の健康不安の解消や将来にわたる健康管理の推進を図ることを目的として実施する県民健康管理調査に関し、専門的見地から広く助言等を得るために設置されたものであります。この検討委員会は、福島県知事が指名する有識者により構成し、県民健康管理調査の実施方法等の検討や進捗管理及び評価に関する事項を所掌することとされております。町としては、直接県民健康管理調査検討委員会に参画しているものではありませんが、この検討委員会での決定等によって、町民の放射能汚染による健康不安の解消や将来にわたる健康管理の推進にも影響を受けるものでありますので、県民健康管理調査の様々な取り組みが効果的に推進されるよう、意見等の機会があれば、申し入れてまいりたいと考えております。

次に(2)、3人の甲状腺ガンの発生はどのように報告されたのかについてのご質問でございますが、平成25年2月13日に開催された第10回県民健康管理調査検討委員会において、福島県から平成23年度に実施した甲状腺検査により、悪性

所感が得られたとの報告がありました。この報告の概要によると、甲状腺検査受診者3万8,114名のうち、2次検査対象者が186名で、そのうちの再検査実施者76名のうち、10名がその検査により、悪性又は悪性疑いと判断されたところであり、この10名には、地域的集積性はなく、特定の地域に偏った傾向は見られないとのことであり、平均年齢は15歳で、腫瘍の平均計は15ミリであり、この大きさになるのには少なくとも3年から5年はかかるとのことであり、なお、10名のうち3名については手術が終了しており、悪性の確定診断となりましたが、転移もなく、手術後もそれ以前と変わらず日常生活を全く支障なく過ごされているとのことであり、この報告を受けての県民健康管理調査検討委員会は、今回診断された甲状腺ガンは、断言はできないが、医学的、化学的、診療経験等から総合的に見て、今回の原発事故による放射線の影響により生じた甲状腺ガンとは考えにくいとの評価がなされております。なお、3月8日に環境省から福島県外3県における甲状腺有所見等調査結果が公表されました。青森県弘前市、山梨県甲府市及び長崎県長崎市の地域において、本県と同じ甲状腺超音波検査を実施した結果、57.6%にしこりや膿疱が見つかり、福島とほぼ同じ結果になっているとの報告を受けたところであり、

次に(3)、住民の健康不安に対して、説明会をすべきではないかについてのご質問でございますが、現在、甲状腺検査の説明会につきましては、福島県と福島県立医科大学が共催で行っております。説明会は、現在実施している甲状腺検査の内容、甲状腺に関する医学的特徴等を紹介、説明することで、甲状腺検査の理解と小児甲状腺ガンに対する県民の不安を軽減することを目的として実施されております。平成24年度の開催場所は、郡山市、福島市、南相馬市、いわき市、二本松市、浜通りの県民が多く避難されている市のみの8か所でありました。参加できなかった方のために、福島県立医科大学のホームページの県民健康管理調査の甲状腺検査説明会のサイトに、福島市での説明会の内容が掲載されておりますので、ご活用いただきたいと存じます。平成25年度の説明会開催について福島県に確認したところ、引き続き開催する予定となっていることから、川俣町での開催につきまして強く要望しているところでありますので、ご理解賜りたいと存じます。

以上で答弁いたします。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君）　ここで休憩いたします。再開は2時20分といたします。
(午後2時05分)

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君）　再開いたします。
(午後2時20分)

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君）　菅野清一君の質問を続けます。菅野清一君。

○6番（菅野清一君）　今、いろいろお話しされたんですが、質問には答えてもらって

いないんですよ。意味分かりますか。

あの1番目の(1)、(2)もそうなんですが、質問には答えていないんです。所信表明演説みたいなのはありましたけど、私、具体的な質問を聞いているんです。答弁してください。質問できません。

○議長（佐藤喜三郎君） あの問題を引き出してください。清一君に申し上げます。

菅野清一君。

○6番（菅野清一君） 答弁者じゃないので、本当はできないんですけど、いいですか。町の復興計画作りましたよね。2～3回返されたやつだと思うんですけど、これとの関連で、じゃ、具体的にこの3つの予算、国から出されたプロジェクトね、じゃ、具体的にどうするんだということを聞きたいんですよ。そうしたら、これね福島県等からの要望に配慮しながら、安倍総理の指示等により、復興庁が司令塔となつてと、こう書いてあるんだけど、じゃ、町として具体的に何をするんだというのが何もお答えできていないんですが、答えがないというなら答えがないで結構です。こっちもこれに考えます。

○議長（佐藤喜三郎君） 答弁者は誰になりますか。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 時間が経過していますので、暫時休議します。

（午後2時22分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 再開いたします。

（午後2時31分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問にお答えいたします。

国との協議を行っている国の福島ふるさと復活プロジェクト事業の関係でございますが、これは現段階では36事業ございまして、まず、その中の原災避難区域等帰還再生加速事業の中では、まず、健康管理に関しましては、ホールボディカウンターの検査委託事業、また、個人線量計の配布事業、あと線量管理業務委託事業、それから空間線量モニタリング事業、食品の放射性物質検査事業、放射線リスク等に対する対話集会開催事業でございます。また、地域福祉関係事業につきましては、山木屋診療所の整備事業、見守り安心サービス事業、あと不安に対するカウンセリング委託事業でございます。また、生活環境、これは設備の修繕とか保全の事業でございますが、これは山木屋の郵便局等、公共施設等の点検、修繕の事業、交流環境整備事業では、山木屋小との隣接する環境の整備、また、環境整備事業の中で山木屋の生活センターの環境整備の事業、帰還の準備のための仮設トイレの管理委託事業、公共施設等の機能回復事業で山木屋地区の公民館、集会所等の点検、清掃、除草とか修理の事業、あと公共施設等の機能回復委託事業では、山木屋住民の生活に必要な生活道路等の機能回復の事業、あと避難区域浄化槽点検事業では、山木屋

地区の住民の方の帰還に際し、家庭の浄化槽とか長期使用されていなかったところの点検とかの関係事業でございます。また、移動販売支援委託事業で高齢者の方の世帯に対する商品を自宅まで届けるサービスの事業、避難区域ごみ収集委託事業では、区域見直しの関係で、それぞれたくさんのごみが排出されますので、それに対応する事業、山木屋地区バス運行事業、井戸水の検査委託事業、安心な水の確保事業でございます。また、学校施設設備の修繕、保全では、山木屋小学校等の清掃事業とか幼稚園等の清掃事業、中学校校舎等の清掃の事業、山木屋小学校の校舎の修繕工事の事業、そのほか山木屋中学校等の修繕事業。あと防犯・防災では、山木屋地区の安全パトロールの事業、山木屋地区の防火槽の清掃の事業、山木屋地区の防火槽付近の除草業務の委託事業、区域の防犯対策の委託ということで、手入れできないで放置された家屋等の関係の解体除草の事業でございます。また、人材育成の事業、キャリアコンサルタント派遣委託事業、農業スキルアップ促進事業でございます。また、地域コミュニティの事業としまして、地域コミュニティの維持のための交流イベント等の開催の委託事業でございます。また、同じく山木屋地区の情報発信のための事業で、リアルタイムの情報の随時発信のための事業です。また、郷土芸能広報事業、山木屋ふるさと会の運営委託事業などで、これで現在、36の事業につきまして復興庁と協議をしておりますが、また、町としましてももっと協議をする事業を増やしたいということで、現在、とりまとめをしている段階でございます。また、同じくこの復活プロジェクトの2番目の事業のコミュニティ復活交付金事業につきましては、精練跡地の活用した郊外住宅の整備事業でございます。また、子ども元気復活交付金の事業では、子ども遊び場等の活用についての事業ということで、ただいまの事業について現在考えてございます。以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） 見事な説明でございます。60億円近い金を繰り越ししている町ができるとは、到底思えない事業をたくさん並べたようでございました。ありがとうございます。それは頑張ってください。問題は、今、言ったとおり、去年の秋からきている復興局の話と全く同じなんです。つまりそこに住み始まってから、住むこと前提での話なんです。今はそこまでいかない、その間が何もなければなんです。そのことの住民支援をどうするかということが、この中にだってあるでしょう、コミュニティ復活交付金、これは長期避難者の生活拠点形成、あとはこの定住促進だって同じですよ、子ども元気復活交付金だって、こんなのはいくらだってできるじゃないですか、山木屋に限らず。例えば川俣の学校に全部プールに屋根をかけるとか、これ100億円もあるんですよ、これ。あとこの前の24年度の補正も含めて256億円あるんですよ。これ12市町村しか使えない金なんですよ、現実的に。それでまともに役場がきちんとして、この被災12市町村の中で、3地区しかないんですよ、分かります。大半があとは避難なんですよ。川俣、南相馬、田村市だけでしょう。あと流浪の旅をやらざるを得ない状況に追い込まれているんじや

ないですか。だから、基本的に町長よく分かっていないんだけど、いいですか、避難で簡単に言いますけど、原子力対策特別措置法の第20条の3項で、総理大臣が権限を出しているんですよ、避難してくださいと。避難するかしないかは、町長の権限なんですよ。分かります。昨年の4月22日の段階で、避難区域指定になったと国は指定します。総理大臣しか権限がないんですから。それに基づいて、避難の指示を出したのは、川俣町長の古川道郎さんなんですよ。あなたなんですよ。ちょっと前のことだから忘れたかもしれませんがね。現実今、そういう状況で1,200人の人がこの状況に今、いるわけですよ。既に移動中に亡くなっている人もいます。ところが、今、町はその関連死も認めていないような状況で今、いますから、その訴えもこれから裁判でやるしかないと思っているんですけど、現実には。こういう状況なんですよ。アンケート見ましたか、去年の8月か9月やった、あの後ろのページ、何と書いてありました。あのアンケートをきちんと読めば、今のようないワンステップ、ツーステップ先のような話はできないわけですよ。じゃ、その過程に至る過程がどうなっているのか、ロードマップ示してくださいよ、ここで。今年除染やって、来年からできるんですか、そしたら。議長、あのね、まともに答えていないんですよ、質問に。現状認識がないというか。

○議長（佐藤喜三郎君） 今、質問に答えてもらいますので。じゃ清一議員どうぞ。

○6番（菅野清一君） いいですか。山木屋地区のこの再建、復興再生のトータルプランというのは、昨年の6月21日に復興庁が来たときに、医師会も含めて地元から出た話ですよ、これ、区域見直しということで、区域再編。そのときに出た話が、区域見直しを積算量でICRPの基準を持つことはいかんと。本来、国は法律で原子炉等規制法、放射性同位元素にかかる19条、放射線原理規則で考えれば、1ミリシーベルトとちゃんと書いてあるんですよ。その根拠は何かと言ったら、いいですか、原子力災害対策特別措置法の第10条と第15条で、モニタリングポスト8か所ある中での500マイクロシーベルト超すから緊急時なんでしょう、政令第6条で。ところが今、2.6～3.2くらいしかないわけですよ、8か所のモニタリングポストが。したら、当然、20ミリシーベルトの緊急時の定義は、もうないんですよ、現実には。法律上、制度上。国が勝手に都合で言っているだけの話なんです、これは。そういうことなんですよ。国は自分で決めたのが1ミリシーベルトなんですよ。だから、言っていたじゃないですか、井戸川町長が、辞める前に。立法府で決めたことを行政府が守らないことが最大の原因だと。それは解釈の違いと言え、そう取れるかもしれないけど。だから、昨年の6月21日に国が来たときに、帰るとか帰らないというのは個人の自由だし、自分の家に帰りたいのは当たり前の話なんですよ、そんなものは。ゼロに戻せば良いだけの話ですから。できないならできない賠償をしろと言っているだけ、ちゃんと。それをできないから話にならないわけでしょう。そのときに、その先の話でなくて、今どうするんだと。今、生きている人たちのその生活再建どうするんだということで、昨年の11月に来て、第2回目にこのトータルプランというのを作ってきたわけですよ、国は。そうすると、

川俣町全体で取り組まなければならない公益的な復興住宅整備、デイサービスとかうんぬんかんぬんで町が昨日もやったからあまりやりたくないけど、山木屋地区が8か所と。そしたら、これは当然、段階的にやらざるを得ないわけですよ、長期的な中期的な。そのプランと今度のいわゆるいいですか、町長、256億円ですよ。これ12市町村しか使えない金なんですよ。じゃ、これに何を手挙げたんですかと、具体的に言うなら。そして、長期避難者、いわゆるすぐ帰れない人たちのための対策も含めて、これ住宅団地も含めてですよ、503億円予算取ったんですよ、これ。そして、子どもたちもどんどん避難していきますから、その健康対策として100億円予算取ったと、国は。これは先月省庁周りしたときも各副大臣言われました。我々はこれだけ予算取ったんだから、市町村から手を挙げてもらわない限りできないですよと。それ何をためらっている理由があるんですかと。帰りたくとも帰れない状態をどうやって解消していくか、まず、プランを作らなければならないじゃないですか。そのことも目途も立たないうち、郵便局の話だとか学校の話出たって、どこの郵便局直すんだいという話になりますよ、山木屋の人たちから言わせれば。既に福島あたりに住んでいる人たち3分の1いるんですからもう。だから、そういう意味で非常に私から見ると不真面目です。非常に真摯的じゃないですよ。じゃなんのためにアンケート採ったんですか、あれ。後ろのページにびっしり書いてあるのは何ですかあれ。読まなければだめですよ、これは。そんな難しい漢字もなかったから読めると思うんですけど。だから、要するにこの3つの予算に対して、何と何に取り組むんだと。それは、じゃ調整会議なり、庁議でどういう議論を得たんだと。そして、しいて言うなら、この復興計画の復興会議の中で、じゃ具体的にどういう議論をしてきたんだと。何月何日に何の話をどうした、それを説明してもらわなければ議論にならないじゃないですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁をいたします。

まず、山木屋の復興に向かつては、復帰に向かつては、一番は除染でありますので、今は除染の徹底したことについての取り組みをしているところでございますし、また、いろいろと質問あります256億円の予算の使い道につきましても、それはそれぞれ使い道の方法があるわけではありますが、まずは山木屋の区域の見直しについても、これは当然やっていかなくちゃならないと私は思っております。これは放射線量の問題で、今、議員お話しのお話、1ミリシーベルトもございましたが、それらにつきましては、国の考え方としては、避難の際には年間20ミリシーベルトを超すところについては、健康被害を起こすんだということで避難をさせられたという事情がありますし、それについては当然、町のほうとも協議をし、町の町長として山木屋地区全部の避難ということになったわけであります。その後、復帰に向かった取り組みも併せてやっている中でありますが、しかし、その後は仮設住宅を含め、避難生活のしっかりと体制を取って、住民の皆さん方の生活、また、健康を守るんだということでの避難生活のいちばん大事なことでありますので、そのこと

について取り組んできたところでありますし、現在もまた、それは継続しておるわけであります。特に心のケアの問題も含めて、避難されている皆さん方の健康をしっかりと守っていかなくちゃならない。それが一番で、避難生活を支えるためのことでありますし、また、質問にあります補償、賠償の問題もございます。これにつきましては、国のほうにも再三申し上げながら、これは川俣特別という関係にはなりませんけれども、その補償についても継続した中で今、やっているところがございます。また、加えて具体的な生活再建に向けた補償、賠償につきましても、考え方が示されているわけでありますが、山木屋に限らず、県内避難している12市町村については、それぞれの中で除染もまだ終わってない、スタートもしていない中であってですね、区域の見直しをしながら再生復興に向けた取り組みをしているわけでありますので、川俣町の山木屋につきましても、私は除染も動き出しているところでございますので、今度は区域の見直しについても、これは早急に説明会を開催をしながら、議会の皆さんとの合意を得たうえで進めていく考えでありますので、その点についてもよろしくご理解のほどお願いを申し上げます。

なお、それに伴いまして、山木屋のインフラ整備、また、生活再生に向けた復興住宅も含めたことが具体的に今度なっていくわけであります。先ほど来、質問ありますアンケートの後ろにたくさんの項目で住民の皆さんからの思いが寄せられています。すぐ帰れない方、早く戻って仕事をしたいという方から、また、子どもがいるうちはだめだとか、いろんなことが記載されておりますし、アンケートの中にはそういったことを踏まえますと、今戻れない人もいますし、また、戻ろうという方もおりますし、しかし、私は環境をしっかりと整えていかなくちゃならない。そのための進め方のためには、除染の明確さを求めてきたところであります。ですから、帰らない人、帰れない人、また、帰る人、そういったいろんな体制をしっかりと支えていくのが、また、私の任務だとも思っておりますので、そういったことをしっかりととらえながら、この山木屋の復興に向けた予算の使い道をしっかりと確認をして具体化をしていきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） 私の務めと言ったところから私入りたいんですけど、あなたの務めはそういうことじゃないんです。いいですか、今、町長さんですよ。川俣町民から選ばれた町長さんですよ。国の言うことを聞く町長ではだめなんですよ、分かります。今度の原発の問題、いわゆる放射線に関しては、明らかな国の間違いでなったわけですよ。いまだにその間違いを国は続けているんですよ。だから、いいですか、チェルノブイリは積算量で5ミリ超えたらあれですよ、移住の義務ですよ。1ミリ～5ミリは移住の権利を持っているんですよ。山木屋地区は、積算量で空間線量測ってみると、積算量が一番低いところで9.8ミリシーベルト、戸草地区、いちばん高いところ44.4ミリシーベルト。だけど、空間線量は3月18日前はカウントされていないんです。12日のいわゆるベントから出たと言われている

ますから、そして、15日の2号機の朝6時の爆発、あれが9割出たんですから。町長いくら出たか分かっていないんでしょう。いいですか、チェルノブイリより少ないと言われてはいますが、それは面積が少ないだけであって、よく考えてみなさいよ。チェルノブイリはたった1基ですよ100万キロワット。しかも、（不明）にないですから、あそこは。だから、ヨウ素だけがいっぱい出たんですよ。だから、チェルノブイリは145万ベクレルから300万ベクレルしか出てないとちゃんと報告されているでしょ国際的にも。日本の原発は、3基プラス4基爆発炎上ですよ。総出力いくらあるか分かりますか。380万キロワットですよ。構造的仕組みも全く違うんです。だから、さっきも言ったとおり、汚染水から62種類という放射性物質が入っているということですよ。チェルノブイリそんなに多くないですよ。なぜかといったら、圧縮すれば圧縮するほど、放射性物質は増える仕組みになっているんですよ。国の事故調やってるんだから、ちゃんと勉強してくださいよ、ちゃんと。いいですか、そして、いまだにヨウ素はまだ国は発表していないんですよ。去年の3月10日に小野測候所から大量なヨウ素の積算量が出た。その後、国は一切出していないんですよ。出しているのは、セシウムとストロンチウムですよ。発表していないんですよ、困るから。そういうことなんです。そして、もっと重要なのは、みんななんで帰れるか帰れないかと言っているかということ、健康被害の問題がいっぱい横たわっているんですよ。いいですか、福島原発は300万ベクレルから3,000万ベクレルです、土壌線量で。大熊町は両方合わせて3,057万ベクレルですよ。山木屋は一番高いところで160万ベクレルですよ。低いところで44万4,000ベクレルですよ。チェルノブイリは55万4,000ベクレルから限界管理区域なんですよ。ほとんどが限界管理区域以上の土地が半分以上なんです、山木屋は、今。そんなもの5センチ、3センチ取ってなんとかなると思いますか。ノーマルな状態の神経を持っている人だったら。これも含めて、これは国の責任なんですから、国にやらせればいい話ですよ。それも含めて、その間はプロセスあるわけですよ。その間にこの3つの予算に、じゃ何が該当して、どれが取り組めるのかということを相談するというなら話分かりますよ。その協議をしていないというならしていないで結構ですよ。どうせろくな答弁しないから、それ以上答え求めませんけど。そうしたら、この取り組みのロードマップなり計画書出してください、議会に。いいですか、その間に今、見直し、見直しと、見直ししなければならないのは、あなた方のほうですよ。ここ2日間の質問聞いてて分かりますけど。聞いたことには答えない、聞かれないことは10も20も答弁すると。いいですか、空間線量だけ測って、今、大丈夫だなどと言ったらとんでもない話ですよ。いいですか、ここに昨年、自治会で測った数字ありますこれ2つね。4月5日、地上1メートルで9.5、7.21、8.7、12.9、14.5、20.9、地上10センチのところでは115マイクロシーベルトですよ。これ8,760時間掛けてみなさいよ。とんでもない数字になるんですよ。でなかったら、こんな甲状腺ガンなんか出るわけがないでしょうが、あなた。つまり、と

にかく国の情報はほとんど嘘と思って間違いないです、この原発に関してだけは。後から後から出てくるんですから、新しい事実が。冷静に考えてみなさい。今、毎時1,000万ベクレル出ているんですよ。2号機、1号機、3号機含めて。だから、4号機の建て屋の横に鉄板、待っているじゃないですか、作業できないからと言って。この状態がそうなんです。だから、現実にはもう昨日と同じ繰り返しになるから、これはあまり言わない。この3つの予算に対して、じゃ具体的に組み込む事業をこれいつからやるのか、それを言ってください。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問にお答えいたします。

ただいま36事業で協議をしているというふうに申し上げまして、また、その後も新たな復興庁と協議をしているということで申し上げましたが、今後も再度また事業の中身を拡大しながら協議をしたいということで現在、内部でとりまとめ中でございます。その中で、先日の復興庁とも話をしましたが、24年補正、25年度予算の中で、早ければ6月の補正での対応にも向けて現在、具体的な協議中でありますが、まだ、36事業の中で、こういったものが具体的に予算化できるかについて現在、まだ、協議中でございます。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） このままじゃ3日やったって進まないの、これは特別委員会のほうでやりたいというふうに思います。

先ほどあったとおり、今、一番何が被災住民が不安かという、一番は健康不安です。今、現実に福島県の健康管理調査検討委員会なるものはほとんど失墜しております。こんなもの信用している人は、あの人たちを支持しているごく一部にしかすぎません。そこで毎日新聞が10月の3日、4日と掲載された検討委員会のいわゆる秘密会の暴露です。ここで問題になった、あそこで議題にしている問題の中身は何かというと、あれは7月24日に開かれた、県は準備会と言っている秘密会ですね。決して他言しないように。これは秘密会の注意事項の取り扱い資料です、これ。ここにはもちろん口裏合わせなど書いていませんよ。ただ、お互いエレベーターに乗るときはばらばらに乗った方がいいとかね。質問はしないようにと。今日決めたことは他言しないようにと。これは当事者からも取材した新聞記者が聞いていますので、これは間違いないです。これは実に20回開かれたんですよ。これはまともな組織だと思っていますか、町長。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

先ほど答弁申し上げましたが、福島県が国と県民の健康管理をしっかりとやっていくということでの健康管理検討委員会の設置でありますので、まともに私はやってほしいし、まともなものになってほしい、そのように思っております。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） じゃ、まともでないことを報告します。いいですか、これ県議

会でも問題になって、当時の村田副知事が謝罪していますよね。今後はこういうことが一切ないようにと。いいですか、ここに入っているのは、独立行政法人の放射線研究所明石真言というのが所長ですよ。あとは放影研ですよ。放射線影響研究所、もともと原子爆弾落としたとき、どのくらい効果があるかという組織ですよこれ元々。あと旧笹川財団ですよ、日本財団というのは。あとはほとんど長崎大、広島大学のいわゆる IAEA のいきがかった全部学者ですよ。こんなものまともに議論できるわけがないでしょうが、あなた。いいですか、このとき問題になったのは、会議の中身ですよ、いわゆるこのときは飯舘村、浪江町、山木屋の子どもたちの 120 人を要検査するかしないかの議論だったんです、このときは。ところが、シンチレーションいわゆるゲルマニウム半導体検出器やらなければならないので、牛肉の検査が忙しいから、それはやらないということになったんですよ、これ。それでいろんな学者が言ってますけど、ホールボディカウンターってガンマー線しか検出できないんです。しかも、4 か月くらい過ぎてからは、いくらホールボディカウンターって子どもは絶対出ないんです。だから、全部 8 月ころ検査して、全部 ND なんですよ、分かりますか。一番正確なのは、尿検査なんです。これはその前に、長野県の松本市の市長菅谷さん、彼は医師ですから、チェルノブイリに何回も行っていきますから。彼が扱った子ども、避難した子どもを調べたら、全員からセシウムが出たということで尿検査になったんですよ。この悪魔の集団とも言われるこの健康管理検討委員会も、さすがにそれはやらざるを得ないという話になったんですが、牛肉検査のほうが忙しいからだめだと言って断ったんですよ、この中で。この議事録も全部持っていますよ、全部説明しますか。時間がないからもったいないからやりませんが、現実はそのようなことなんですよ。それで、ばらばらに集まってばらばらに帰って、エレベーター別々に乗ると、メンバーが。19 人全部集まりますね、10 人で集まって。これが実態なんです、この集団の。この悪党集団の。だから、県議会だって問題だと関係部署も謝罪したじゃないですか、ちゃんと。こんなでたらめは許されないんです、絶対現実に。現実には、そういうことがこの健康管理検討委員会という、あなたの命見守りますと、守りますとは書いていないんですよ、スローガンは。こんなふざけた組織なんですよ、ここは。だから、県議会だってちゃんと謝罪したじゃないですか、県議会だって問題になって。正に八百長ですよ、これ。こんなものに命預けられますか、実際問題として。そこですよ、去年の 10 月に 1 人、今年になって郡山市の子どもと、たぶん南相馬だと思ったんだけど、子ども 2 人が手術したと。あと 7 人が疑いがあると。昨日か 1 人手術しているはずですよ。知り合いの人が見舞いに行ったと言ってましたから、山木屋の人が。既にこの状況なんです。甲状腺ガンになるとどうなりますか、知ってますか。

○議長（佐藤喜三郎君） 答弁は誰ですか。菅野清一君。

○6 番（菅野清一君） いいですか、一旦甲状腺ガンになったら、毎日ホルモン剤を投与しなくちゃならないんですよ。ホルモンの分泌できなくなるんですから。分かります。甲状腺ガンだけじゃないんですよ。甲状腺ガンは、そのガンの一部なんです

からね、放射能の。心臓疾患も含めて目、あらゆるところにくるんですよ、これ。だから、みんな心配しているから帰りたくないと言っているんですよ。現実を考えたら、そういうことですよ。で、昨年9月1日か、北海道新聞に載りましたね。山木屋地区の虫の異常、昆虫の異常、いわゆるアブラムシの一種のワタ虫の200匹の検体検査したら、その中の1割から異常が見られたと。腹が2つになっているもの、触覚のないもの、足の長さがばらばらのもの、飯舘では5倍出ています、山木屋の。そして、11月30日に放送したTBSのNスタで放送したのは、セイタカアワダチソウにも異常が出ています。生態系の異常が出ています。それをその虫を食べていた鳥がもう飛べなくなって、浪江あたりではもう道路端にいっぱいいると。これ北海道の農学部の教授のあれで出ていますから調べてください、ちゃんと。今やらなきゃならないことは、いかにこの高濃度放射性物質に侵された部分から町民の健康を守るかというのは最大の責務なんです、今、自治体は。分かりますね。地方自治法の第1条に何と書いてあるか、私説明しなくとも。そのことが最優先でやらなきゃならないわけです、今、現実には。もちろん賠償も除染もありますけど、除染と言ったって、持って行かないのは除染と言いませんから。集めて強くするだけです。それはそれで別にやりますけど。だから、そういう意味では、今、健康管理検討委員会だって、牛肉の検査を優先して、尿検査を後回しにしたという実態があるわけです。これ県のほうに確認してきますか。この秘密会20回やった分の文書出してくださいって。これ許されませんよ。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

質問にありますその山木屋の線量の問題ですけれども、これについてはそれぞれ空間線量等についても、また、土壌等についてもしっかり調査してやっていく考えであります。また、子どもの健康管理でございますけれども、甲状腺につきましては、私は先ほど出ているように、甲状腺じゃない、この健康管理調査委員会で牛肉優先では、これはとんでもないことでありますので、そういったことについては、私も初めて今お聞きしましたので、その辺は県の方に後ほど確認をしていきたいと思っております。また、甲状腺の検査等については、今すぐやって、その結果がどうではなくて、私は継続してやってほしいということを言っておりますし、また、福島の子どもだけじゃなくて、よその県の子どもも同じく検査してほしいと言っていました。そのことは今回、具体的になりましたので、私は一歩前進したものと思っておりますが、今、議員がお質しのように、甲状腺がんが今出たからどうでなくて、もっと先々のことがあるんだということでもありますので、そういったこともまた含めて、強くそれは健康のいちばん大事なことでありますので、そのことは強く申し上げていく考えでありますので、ご理解を賜りたいと思っております。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） まとめて聞きます。1回で聞いたって、聞かれていないことを一生懸命しゃべるのは得意のようなので、それはそれで得意技としてずうっと持つ

ててもらって構わないんですけど、まず、いいですか、町長。生命のことですからこれは。町長良いこと言っているじゃないですか。E T Vテレビで私も見ましたが、国の事故調の中でやわら町長手を挙げて一生懸命しゃっべっていましたよね。今度の国の事故調だって、被災地の声は一切入っていなかったと。これはとんでもないことです。まああなたの言うとおりですよ。だから、後から出てきている原子炉の問題だって、事故調のときには出されてない資料だったと。いわゆる町の監査と同じですよ。後から次から次に監査にない資料が出てきて問題になったりしたじゃないですか。それを後手後手と言うんだ、いいですか、町長。だから、今一番の問題になっているのは、いわゆる今のワタ虫、単なるワタ虫ですよ、これ。要するに世代交代が早いから見つかっただけの話ですよ。昆虫はほ乳類より強いんですからね、放射性物質には、データから見たって。そこはきちんとやっぱり北海道大学の農学部の教授、私中身全部知っていますし、確認してください。

○議会事務局長（佐藤光正君） 残り5分です。

○6番（菅野清一君） T B Sの私ディレクターもプロデューサーも知っていますから、当時の。そこに確認してください。その番組で、それに基づいてちゃんと調査すべきなんですよ。調査権あるんですから、議会全体でしかないんですから。言っている意味分かるますよね、日本語だから。いいですか、そのことも含めて考えるなら、いわゆるチェルノブイリの5年、6年というのは、チェルノブイリだって翌年から出ているでしょ、3件、4件、5件って。5年目から急激に出たんですよ。結局6,000人が患者になったんですよ。その10数人が死んだわけですよ、チェルノブイリは。チェルノブイリの降った量は、福島原発の10分の1ですよ。範囲が広いだけで。なんでそうなるかと言うと、圧力容器の脇に格納容器なかったんですよ、チェルノブイリは（不明）炭素系の100万キロワットの、たった1基ですから。日本は46万キロワット、40年前の、そして、39年前の東芝とG Eが造った78万キロワット、2号機、東芝独自で造った欠陥と言われている。あと3号機は日立が造った。これ全部78万キロワットですよ。2倍半にもなるじゃないですか、チェルノブイリの。出るの当たり前ですよ。いいですか、さっきの膿疱の話だってそうですよ。チェルノブイリは0.5%から1.2%しか膿疱出なかったんですよ。結節も。福島県は43%ですよ、実に。広島原爆だって、あのとき膿疱出たのは1.7%の子どものしか出ていないんですよ。福島県は、既に43%ですよ。放射能以外考えられないということあり得ないじゃないですか。学者の中にも、東電サポーターだっているんですよいっぱい、弁護士もいますけど。そんな話してもだめですよ。まともじゃないんですから、現実。だから、少なくとも、今、一番心配されているその健康被害に対して、やっぱり町は調査すべきだと思います。で、健康管理検討委員会だって、A2患者は2年間やらないと言っているんですよ再検査。つまり2センチ以下の膿疱は。今回だって川俣町に663人も出ているじゃないですか。再検査たった8人ですよ。そんなわけないでしょうが。そうしたら、ちゃんと県にまがりなりにもね、まともだと思っていないから、私は。ちゃんとそ

れは2次検査だって2年も待たないで、少なくとも半年とか何か月かでいっぺんやるように申し入れできませんか、町長として、被災地なんですから。私も原発誘致した覚えはない、町長だって誘致した覚えはないわけでしょう。あの能なし連中が勝手に爆発させたんでしょう、ろくな知識もなくて発電所の。今、ろくに原子炉に入ったこともない学者がでたらめ言って、大丈夫だ、大丈夫だと言っているわけじゃないですか。全然大丈夫じゃないじゃないですか、今、この有り様で。今、1万4,120本の燃料棒だってあれですよ、実際、広島原爆の85万倍あるんですよ、爆発力。あの1,670トンという重さの4号機の燃料プールだって倒れないという保証どこにありますか。現場に行ったから分かるでしょう、現実には。もっと危機感を持ってやってくださいよ。現実には、そういう中で今、先の見通しが立たなくている人いっぱいいるわけですから、帰ってからの話は、帰ったこと決まってからでもいいですから、帰れるまでにどうするかやってくださいちゃんと。ちゃんと県に求めますか。あとその健康被害の調査ちゃんとやりますか、いつやるか言ってください。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁いたします。

今、お質しにあります2点でありますけども、ワタムシの異常、北海道大学の先生、こっちの方も確認をいたします。また、甲状腺2次検査等でありますけど、これについても健康管理調査委員会のほうには、私はメンバーでありませんが、そういう場の中で担当の窓口が県のほうにあるわけありますから、その辺には強く申し入れてですね、今後の取り組みについても管理、確認をしていきたいと思えます。

以上で答弁といたします。

○6番（菅野清一君） いつやるかです。

○町長（古川道郎君） 近々その点については、申し入れをいたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） あと15秒か20秒しかないはずだから言っておきますけど、町長、現実にはね一番の被害はそこなんです。既に甲状腺ガン10人出たということは、その10倍だろうと言われていて、実態は。あの連中黙っているだけです。一人ひとり見てみなさいよ、あのメンバー。私から言わせれば、とんでもない連中ですよ。どこで放送しようと、私は堂々と言い続けますから、これは。命がけでありますからね。

○議会事務局長（佐藤光正君） 60分経過いたしました。

○6番（菅野清一君） 町長、その辺確認してくださいよね。これで質問終わります。

○議長（佐藤喜三郎君） これで菅野清一議員の質問は終わりました。

次に、3番議員 高橋真一郎君の登壇を求めます。高橋真一郎君。

○3番（高橋真一郎君） 3番 高橋真一郎でございます。一般質問、私が最後になります。時間を端的に使いたいと思えます。

東日本大震災から2年が過ぎ、被災地の復興への道筋は、いまだついていません。本町でも原発事故により、山木屋地区の方々が避難してから、もうすぐ2年目を迎えようとしています。山木屋地区の皆様の普通の暮らし、そして、一日も早く自然に笑顔があふれる生活に戻れるように願いながら、私に寄せられた様々な問題について、先に通告していた2点について、当局に質問をいたします。

1点目、農地の除染の成果を問うであります。1つ、農地除染実績報告書の受理数は何割か。また、書類の不備で不受理になった方の再受付は、どのように進めるのか。

2つ目、25年度農地除染の申込通知をいつ発送するのか。また、25年度の農地除染の予算の規模はどう見ているのか。

2つ、山林の除染について問うであります。現在、住宅地から20メートルが対象となっているが、25年度に変更はあるのか。

2つ、農地除染同様、山林の除染についても川俣方式を考え、進めるべきと思うかどうかであります。

○議長（佐藤喜三郎君） 当局の答弁を求めます。古川町長。

○町長（古川道郎君） 3番 高橋真一郎議員の質問に答弁をいたします。

はじめに、1点目の農地除染の成果を問うの(1)、農地除染実績報告書の受理数は何割か。また、書類の不備で不受理になった方の再受付はどのように進めるのかについてのご質問でございますが、現在、農地除染実績報告書の受付件数は1,378件で、うち691件の50.1%につきましては、書類が整い受理いたしました。受理したものにつきましては、3月8日に委託料の支払いを行ったところでございます。また、確認の結果、書類上の整理ができていなかった方々に対しまして、事務説明会を3月11日から15日に開催し、書類を適切に整理していただき、再提出をお願いする考えでおり、3月中にはすべての書類整理を完了し、支払いを進めるようにしてまいりたいと考えております。

次に、(2)、平成25年度の農地除染の申込通知は、いつ発送するのか。また、平成25年度の農地除染の予算規模については、どのように見ているのかについてのご質問でございますが、平成25年度の農地除染につきましては、3月末に除染実施の希望を募り、4月早々には農地除染の申込書を発送し、4月中には受付及び契約を進める考えで考えております。また、平成25年度の農地除染の予算規模につきましては、平成24年度において実施していなかった分等を考えており、件数で50件、面積としては平均50アールと想定し、全体で25ヘクタールを見込んでいます。

次に、2点目の山林の除染について問うの(1)、現在、住宅地から20メートルが対象となっているが、平成25年度の山林除染の変更はあるのかについてのご質問でございますが、国では当面、日常生活圏の除染を優先することとし、除染を実施する山林につきましては、住居周辺の山林部分を生活圏としてとらえ、除染実施前の線量調査を行い、山林から住宅への影響を考慮したうえで、宅地の端から20

メートル程度の範囲において、落ち葉、枝葉等の除去等の除染を実施することとしております。しかしながら、この除染では、線量の低下が見られないことが確認されております。そのため、土砂流出等の危険性がありますが、腐葉土層を除去しないと線量の低減が見られないということをこれまで国と県に強く訴えながら協議を重ねてまいりました。その結果、この2月に結論が出まして、落ち葉、枝葉等の除去をしても、線量の低減が見られない場合につきましては、腐葉土層の除去を実施することが認められ、併せて土砂流出防止柵の設置、植生ネット等の工法が認められることとなったところであります。この工法につきましては、平成25年度発注分より実施することとしており、また、平成24年度に実施してしまっている工区につきましては、平成26年度以降に再施工してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

次に(2)、農地除染同様山林除染についても川俣方式を採用し、進めるべきと思うがどうかについてのご質問でございますが、山林の除染につきましては、その方法を単独で見極めることは困難でありますし、対象となる範囲も広大であることから、川俣独自の方式での対応は不可能であると考えております。現在、国においては林野庁の試験を参考としながら検討しておりますが、2月に発足しました除染復興事業を統括する福島復興再生総局や復興大臣をトップに国土交通、農林水産、経済産業など、各省庁の局長級を集めて設置しました「福島復興再生総括本部」に対し、速やかに方針を決定するとともに、実施に関するロードマップを示すよう求めてまいる考えであります。以上のことから町といたしましては、山林の除染につきましては、具体的な除染方法が示され次第、取り組んでまいりたいと考えております。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋真一郎君。

○3番（高橋真一郎君） 何点か再質問させていただきます。

この受理数が約5割、半分というようなことでございますので、この不受理になった大きな理由と言いますか、訳はどのようなことで不受理になったのか教えていただきたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ご質問に答弁いたします。

不受理ということではなく、あくまでも書類を整理する段階での日報等々、あとは写真等の整理等ということでございます。それに関しましては、新たに確認するという前提の下に物事の整理を考えてまいりたいと思います。確認いたしますのは、写真整理を私らのほうでは主と考えておりましたが、隣接者のある程度の確認等を含めまして、広い意味で実績が上がったということの証明という形での整理でございますので、あくまでも不備ということではございませんので、ご理解を賜りたいと思います。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋真一郎君。

○3番（高橋真一郎君） いや、あの写真が不足したり、そのようなことで受付できま

せんでしたというようなことで、要するに春先のものは撮ってはあるんだけど、秋になって撮っていなかったということで、春先の桜咲いているときの写真を秋に付けたり、そういうことでだめになったというような方もいるようなんですよね。そういうやつもまあどっちみち田んぼ作付けして、除染をして収穫してあるわけですので、それはそれで良いとは思いますが、そういうものも大丈夫なんですね。

○議長（佐藤喜三郎君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ご質問に答弁いたします。

あくまでもそれは写真上の不足ということでございますので、先ほど私が述べましたとおりに、確認ができる、本人はやっているということでございます、きちっと。ただ写真がちょっと一部データをなくしたとか、不足していたという方は確かにございますが、そういったものも先ほど言いましたとおり、それに代わるものできちっと確認をできてやっていただけるという前提の下に整理させていただいておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋真一郎君。

○3番（高橋真一郎君） じゃ、これは書類少しくらいは大目に見るということでもいいですね。

○議長（佐藤喜三郎君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ご答弁申し上げます。

ただいまも言いますとおり、不備ということではございません。あくまでもそういったものは、他のものにおいてきちっと確認をさせて、書類上の整理をやりますということです、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋真一郎君。

○3番（高橋真一郎君） それでは、まあ3月中にすべての書類を受け付けて、3月中にすべての支払いを行うというようなことで確認してよろしいですね。

○議長（佐藤喜三郎君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） 質問にご答弁申し上げます。

あの議員ご指摘のとおり、年度内にきちっと完了をするのが事業の目的でございますので、なるべく早い段階でそのようにやって、早急に支出をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋真一郎君。

○3番（高橋真一郎君） よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、あとこの除染関係で、農地の線量マップを作るというような話になっていたんですけども、線量マップはこれからも作る予定ないんですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） 線量マップについての質問でございますけれども、前にも言ってますとおり、線量自体のやつの調整は全部終わっておりますので、年度内にそれも作るようにしておりますので、早い段階で議会のほうにもきちっと報告し

てまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君）　ここで休憩いたします。再開は３時４０分といたします。
（午後３時２５分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君）　再開いたします。（午後３時４０分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君）　高橋真一郎君。

○３番（高橋真一郎君）　線量マップ作成するに、最終的な農地の計測、そして住宅も一緒にやるわけなんですけども、その線量マップ最終的なやつ、出来上がるのはいつころの予定ですか。

○議長（佐藤喜三郎君）　産業課長。

○産業課長（沢井一雄君）　ご質問にお答えいたします。

前に申しましたとおり、年度内に他の土壌の測定と併せて、それを結果としてそれを図面に反映するという形でありますので、年度内に作成するようにいたします。
以上、答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君）　高橋真一郎君。

○３番（高橋真一郎君）　農家の方は線量マップも何も出しても、まだ、何も出ていないというようなことで、農家の方々非常に不安で農作業していますので、なるべく中間はもう終わり、もう年度末になりますので、中間はなかったわけなんですけども、なるべく早く線量マップの計測の結果を出していただきたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。２５年度の申込通知、今３月末、そして、なるべく早い時点でやるというようなことでございますので、この辺は私終わりたいと思います。

それで、山林の除染について移りたいと思います。今、住宅地から２０メートルが対象になっているというようなことでございますが、この２０メートル程度だけで、今、進んでいないのが実情ですね。この山林の除染と言いますか、山林の線量計測というようなことは考えていませんか。

○議長（佐藤喜三郎君）　原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口　進君）　質問に答弁を申し上げます。

山林の除染の関係の山林の空間線量の測定ということでございますが、今のところは町としましては、生活圏に合わせた山林の線量調査を行っております。また、全般の山林だけの線量調査というのは、県のほうで若干始まったように確認をしておりますけれども、まだその報告等は入手してございませんけれども、定点を設けて県のほうで実施をしていると。今後、町のほうでの山林除染については、町長の方で答弁ありましたけれども、いろんな山林除染の方向性等が出てまいりましたらば、やはり線量調査等は必要であろうということで考えております。そのようなことで、今後、国のほうからの示されたものがあれば、町の方では実施をしていき

いと考えております。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋真一郎君。

○3番（高橋真一郎君） まだ国のほうも新たな山林の除染についての方向性は国のほうでも見いだしていないわけなんですけども、私はこの川俣方式で進めたらということで質問させていただきましたけども、将来的にこの山林の除染、いつかはやらなくてはいけないというようなことでございます。これからの木質バイオマス発電とか、そのようなことを考えている町としてね、将来的にやらなければならないので、この除染に向けた取り組みとして、川俣独自で山林に入る作業道、林道等の建設と言いますか、除染に向けてこの林道や作業道を造るというようなことを国のほうに働きかけというようなことは考えていませんか。

○議長（佐藤喜三郎君） 担当課はだれですか。答弁者、はい町長。

○町長（古川道郎君） 今、お質しの山林の除染でありますけれども、現在のところ作業道とか林道、そういったことについての除染等については、まだ、町のほうでは考えてはおりません。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋真一郎君。

○3番（高橋真一郎君） 考えていないというようなことですが、やる気はありませんか。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 山林の除染については、生活圏、生活にかかわる山林を持っている例もあるわけありますので、山林の除染については、町といたしましては国の方針を明確にして取り組むよう要請をしております。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋真一郎君。

○3番（高橋真一郎君） 私は、川俣町の道路整備も含めながら作業道、林道の建設というようなことで、今、質問しているわけなんですけども、そのようなやることは全然考えていないんですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 全然考えていないんでなくて、考えておりますが、しかし、今申し上げましたように、まずは生活圏の先ほど質問ありました20メートルですね、これをしっかりとやっていくと、これを検証して、だめなやつはまたやるんだということを強く求めておりますし、また、山の方も生活にかかわる山があるわけありますね。小綱木についても、いろいろな観光の林道等についても、そういったことについては住民の皆さん方たち入りたいわけありますので、そういったところの除染についても、国のほうとして、これはやっぱり山の除染という考えの下にやっていくべきだと、生活圏だという考えの中で申し入れておりますので、考えていないのじゃなくて、考えながら、そのことを国のほうに要求をしておるというような現状であります。今、国のほうでも山林の除染についてはいろいろと考える検討委員会も立ち上げたという話は聞いておりますし、全国森林組合連合会の方では、山全体の線量、山の上から見るようなことについても検討しているという話をいた

だいているところでございますが、いろんな樹木によつての線量が付着している例もいろいろ実証では出ているわけではありますが、その山全体にそれを広げて調査をして、線量マップといいますか、その状況を把握したいというようなことでの検討にも入っているような話は伺っておりますが、町といたしましても、そういったことも踏まえながら、川俣町7割近い山でありますので、この生活と直接かかわるわけでありますから、この線量などもやっぱりしっかりと調査して、その除染についてはしっかりと取り組んでいくということが、町としても必要だと思っております。そのことを今、国のほうにも申し入れているというようなことを答弁させていただきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋真一郎君。

○3番（高橋真一郎君） これ町として国の方向性が出なくとも、川俣町として何をやりたいのか。まあ除染については、何を先行してやりたいのかというようなはっきりとした方向性を見いだしながら、山林の除染も様々な除染も、山木屋の除染も含めて様々な角度から見て、川俣町独自として国の方に要望していただいて進めていただきたいと思います。それを申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（佐藤喜三郎君） 以上で高橋真一郎議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問の予定は全部終了いたしました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） それでは、日程第3、議案第26号「平成24年度川俣町一般会計補正予算（第9号）」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 24年度の補正予算、この補正予算を見ると、なんと言ったってやっぱり一番大きいのはこの繰越明許なんですよ。なんかこの安易に繰越明挙ということで64億1,700万円の繰越明許を出しているわけですが、そうすると、私なんかの理解ですと、この64億円の繰り越しということは、まあ通常の役場業務からいけば1年分の予算なんですよ。これをまあ結局繰り越さなくちゃならなかったということは、結局事業が遅れたからそういうことになっているんですよ。そうすると、これに対する対策を打たないままにやっていったのでは、これ当初予算もまたあるわけですから、この24年度では私も度々言いましたよね。当初予算で提案したのも進まないのに、なんでまた補正出して来るんだということを私度々言っていたんですよ。今回ね、64億円の繰り越しをやっちゃうと、この25年度の当初予算に対する取り組みは、このまま黙っていればまた繰り越しとか何とかということになっちゃうことはもう明らかなんですよ。24年度のこの事業を見ていただだけでも、とてもこの財源を執行する能力は、今の体制ではないだろうと私は言わざるを得ないんですよ。実績がそうやって出てきているわけですから。それに対する取り組みはどういうふうに考えているんですかと。単に議会にできなかったから繰越明許でなんとか許可してくれというのは簡単なんです、実際はこ

れを執行していかなければならない課題なんですね。その体制は、どういうふうに組もうとしているのか。もう1つ役場造って、人を募集するのか、そのぐらいの話なんですよ、冗談でなしに。そういうものがないと、ああそうですかと認めるわけにはいけないと思うので、その辺の考え方を質しておきたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） 繰越明許費のことの事業の進め方ですけども、これの中で64億円の中で59億2,000万円が除染関係事業でございまして、除染関係等を進めるうえでは、24年度もそうでしたが、支援機構のほうの委託で技術的な支援を受ける、また、今後の中でも県のほうにもお願いをして技術的な支援を受けながら、我々が不得意な分野についてのカバーをしてもらうようなことで考えてございます。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） いつもと変わらないそういう答弁されても、私は全然今の企財課長の答弁だと進まないだろうと思うんですよ。私は具体的にいろんな問題で提起していましたよね。この自然エネルギーの取り組みを強めるのであれば、役場の中に電気技術を持った人を取り込まなければいけないでしょうと。率直に言って今の役場の中で発電機そのものをさわられる人とか、発電した電気を引っ張られる人とか私はいないと、まあ1人いるだけで、あとは全然検討する部署にはいないんですよ。だから、全然自然エネルギーがどうのこうのと言ったって進まないんですよ。だから、あえて私はせめてこの自然エネルギーの公社でも作って、特別に取り組まないでだめでしょうと言ったんですが、あと検討しますと言って、それも何も進んでいないですよ。支援機構やなんかから応援もらってやるんですと、そのことは前にも言ってたでしょう。24年度の予算執行のときにも、こんな膨大な予算組んでできるんですかと。そしたら、今言ったと同じですね、支援機構やなんかからも応援もらってやりますと言った結果が、除染だけで見ても59億円も繰り越しせざるを得なくなったわけでしょう。同じことを何回やったって物事は進まないと思うんですよ。これだけの繰り越し、私の記憶ではこんな64億円の繰り越しなどというのは、私もある程度長い時間議員をやっていますが、初めてですよ、こんな。役場1個分繰り越すというのは。だから、役場もう1つ造るのかいと言わざるを得なくなったんですが。そんな今までの答弁をただ議会終わるまで持ちこたえれば良いんだという答弁では、ああそうですかというわけにはいかないんじゃないですか。どうなんですか、それ。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

議員本当にお質しのように、64億円、通常であれば1年分の予算であります。24年度240億円の予算、これもまた今までかつてない予算、5倍ほどの予算になっているわけありますので、今回の繰り越しについては、その多くを占めた除染が主な予算であります、これについては今回の定例議会でも一般質問を含めて

お質しを受けているところでございます。この除染のほうについても、現時点でこれだけ繰り越さざるを得ないということでありまして、そのほかのことについてもそれぞれ理由は申し上げてきたところでございますが、予算を執行するにあたっての事業の取り組み等についてもいろいろとご指導いただいたわけでありまして、今回、繰越明許費で上げたものについては、これは必ず繰り越しの中では事業終了するということで進めなくちゃならないわけでありまして、このことについてはご理解いただきながら、我々もこの予算をしっかりと執行するということで今回、補正を組まさせていただきましたので、事業が円滑にいくように我々もこれはしっかりと取り組んでまいる考えでありますので、お質しのことについても十分踏まえながら、遅れることなく進めてまいる考えでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 24年度の予算のときにも、こんな膨大な予算は動かせないでしょうということで、人の配置やなんかも考えますということで4人ぐらい採用しますとか、原子力対策課に配置しますとかということでやったんですよね。やったけれども、結局は59億円も繰り越さざるを得ないということは、今までの対応では措置できないということが明らかになってきたんだと思うんですね。だから、もっと大胆な、これからだってこの繰り越しとあれでこれから進む繰り越しと当初予算だけで物事済むとは思えないんですよね。これからもっと復興関係の取り組みをどんどん進めなくちゃならないだろうと思うんですね。それが結局手が回らないからこそ、国やなんかで予算を付けてもさっぱり申請も何もできないというのが今の現状じゃないですか。だからもうちょっと町民の役に立つ予算の執行をできる体制をどう作るかということは、これ真剣にね、いくら精神論だけでは、これは進まないということだけはもうはっきりしたと思うんですね、この24年度のあれだけで。だから、私はそういう中で賃金下げるなどというのはとんでもないんだと言って一般質問でもやったんですが。だからもっと大胆な発想でOBやなんかの応援をもっと積極的に受けるとかなんかということも大胆に考えていかないと、これはとても進まないだろうと思うので、その辺も含めて、人員配置が本当にそれで良いのかどうなのかということも含めて検討してもらいたいと思うんです。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

今、議員お質しのような人員配置も含めて体制を充実してやっていかななくちゃならないと思っております。専門的な立場の市町村支援機構からも専門家3人、議会の承認をいただいて予算付けをしてやってきたところでございますので、そういった専門の職員についても、しっかりと対応する体制づくりをしながら、更に足りないところを補いながら、この繰り越しの事業については、間違いなく計画どおり進めていく考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。高橋道弘君。

○ 2 番（高橋道弘君） 24 年度の補正予算につきまして、何点かお聞きをするわけですが、一番最初は、今、同僚議員が質問したこととかぶるわけではありますが、64 億 1,700 万円の繰越明許ですね、これを合わせますと 25 年度は、24 年度予算よりもはるかに大きな金額になるわけでもあります。しかしながら、25 年度の予算を見ましても、今、町長が答弁したように、職員配置に考慮されている予算措置にはまづなっていないし、更に議案の 16 号ですか、職員の再任用に関する条例とか、一般職の任期付職員の採用に関する条例が提案されているわけではありますが、全員協議会でのこれらの議案の説明にあたってはですよ、これは運用しないんだというふうなことをおっしゃっているわけですね。再任はしない、当分はしないんですと、こう言っているわけですよ。そうしますと、今の体制のまま臨まざるを得ないんだと思うんですよ、私は。で、結果として、結局は今の体制と同じ、若しくはまたに噂されていることからいけば、今、ひな壇に並んでいる課長さんの方々の中にも早期退職をなさる方がいるというふうに聞いてますから、今よりも体制は弱体化するのではないかと私は思うんですね。そういった中で 280 億円近い予算の執行を 25 年度に回すことになるわけですから、この 64 億円の繰越明許にせざるを得なかったという、その原因について、全部で 10 の繰越明許の項目があるわけではありますが、それぞれのこの繰越明許をせざるを得なかった理由というのは別だと思うんですよ、私は。例えば上の庁舎管理費とか、町有施設管理費とか、復興事業費とかなどというのはどういう原因かと言ったら、発注が遅れたというだけじゃないですか、これ上の 3 つは。一方、除染対策事業費については、除染が実際に入ったのが遅れたということですよね。産業廃棄物処理事業については、町の決断が遅れて、これまた 12 月末日に再募集をせざるを得なかったと。これまた、事業の判断の誤りだと私は思うんですよ。で、あと農林水産業費から始まってですよ、道路橋梁費の川原田線までついで言えば、私は全くこれは建設水道課だけに責任があるのではなくて、測量設計費とか調査費というものを十分に原課に与えていない今の予算の執行のあり方に原因があって発注が遅れて、繰り越さざるを得ない。消防費については何を繰り越すのか私説明受けてないので分かりませんが、これは質問しておきたいと思うんですけど。10 番目は、これ国の関係で遅れたからこれはしょうがないと、こういうことですよ。補助採択が遅れて、指令前着工の許可が来たのが遅かったという話ですよ。ですから、繰越明許費それぞれについて、その原因があるはずなんですよ。じゃ、その原因に対して、どういうふうに対策を取るのかということをきっちりと明示をしませんと、あるいは対策をしませんと、結果として 25 年度は 80 億円だ、100 億円だという予算の繰り越しになってしまう。現に一般質問も同僚議員の質問の中では、除染については来年度の仮置き場はどこも確保しておりませんという答弁なわけですから、150 億円の除染対策費は丸々繰り越す可能性もあるわけですね、今のまま推移すれば。そうしたら、200 何億円の予算組みましたと言っても、80%近くは繰り越しなんだというふうな話の結末を迎えるのではないかと思いますので、その職員の数とか人員の問題も

ちろんあるわけですけど、人事のあり方、あるいは権限の与え方、町長の、その辺にも私は原因があると思っている。職員に対しての人員の配置、これも1つありますよ。それから、適材適所と必ず人事では言うんだけど、じゃ、本当に適材適所になっているのかという問題もあると思うんです。それから、各課長に対する権限の付与の仕方、この3つが私は遅れている大きな要因だと思うんですが、それぞれの事業についてどういう原因で、今後はどういう対策をとって、この繰越明許にかかわる部分については執行なさろうとしているのかお聞きをまず、しておきたいと思うんです、1点目はね。

消防費は、中身について1回も説明を受けていませんので、どういうものを繰り越すのかお知らせをいただきたい。

それから、歳入につきまして3点目ですが、寄附金で406万5,000円の計上があるわけですね。寄附採納報告では一般寄附、ふるさとづくり寄附金もあるわけなんですけど、これら災害対策寄附金のみ歳入に計上してなさっているんですけども、この補正予算を作った段階です、年間の一般寄附金、それからふるさとづくり寄附金、それから災害対策寄附金、これらの累計はいくらになってですね、予算の未計上分はいくらなのか、お聞きをしたいと私は思います。更に、寄附採納報告では、義援金も110万3,940円あるわけですよ。たぶん残高では1,000万円を超えているんだろうと思うんですが、これら義援金の残高とその配布については、どういう計画をお持ちになっているのかね。これ山木屋の避難民の方々しか義援金は対象しないわけでありますから、役場に貯めていたって本来は避難している山木屋住民の方々のお金ですから、それらの配布についてはどういう手段で、どの時期に配布をなさるのかお聞きをしておきたいとします。

それから、4点目は、今回の減額補正で扶助費の部分で被災児童の支援事業、当初人員から40人、18人減ったということで、2つの項目で40人減ったということがありますが、これはどこの市町村の方の支援児童が減ってきたのかね。たぶん川俣の人が減ったのではないと思うんですね、私。川俣の方減った分もあるんだと思うんですが、この40人減の市町村別の内訳についてお知らせをいただきたいとします。

それから、歳入ですが、おじまふるさと交流館180万円の減、合宿所170万円の減なんですけど、これは当初予算の収入見込額に対しては何パーセントになるのかね。結局収入見込みを先に作って予算というのはできているわけですから、収入見込額に対して、今回180万円減する、170万円減することによって、何パーセントの収入率になるのか。その結果、赤字はいくらになるのか。それをお知らせいただきたいとします。

それから、歳出のほうの16ページに災害派遣職員の負担金ということで、2か年にわたってご協力をいただいております日進市さん、青森市さんの分1,814万7,000円があるわけなんですけど、これは後で交付金で入ってくるんだというお話しなんですけど、これの支出は載っているんですが、収入は私が見る限り載っていないと思

いますので、収入はいつ調定して上げることになるのかお聞きをしたいんですね。出すほうばかり出しておいて、入ってくるほうを計上していないんですよ、これ。ですから、これ25年度で入ってくるのか、24年度で入ってくるのか、24年度に入るならば当然、収入に上げておくべきだと思うんですが、なぜこの支出のほうだけ挙げるのかお聞きをしたいと思います。

それから18ページ、ここにみんなでつくるまちづくり事業費ということで、まちづくり事業費補助金300万円減とあるんですが、これは皆減なのかどうなのか、支出したものがあるのかないのか、全くゼロにするのかお聞きをしたいと思います。

あと自治組織地区助成金53万1,000円減なんですが、なぜ減額になるのかお聞きをしたいんですね。当初たぶん見込んだときに、そんなに変動はないはずですから、自治会の助成金などというのは。53万1,000円もなんで減になるのかお聞きをしたいと思います。

あと22ページの子ども手当支給事業がありまして、それぞれ減額なんですけど、これらの当初見込んだ人数と確定数は何人なのかをお知らせをいただきたい。

それから24ページですが、ここに環境衛生事業費で産業廃棄物処分場周辺水質検査委託料、たぶんこれ富岡興業さんの周辺の井戸水のものだと思うんですが、これ皆減だと思うんですけど、なんで皆減になってしまうのかお聞きをしたいと思うんですよ。だって一番今、関心があるわけでしょう。一方、町長は帰るためにどうのこうのと言ってて、帰る先の井戸水は検査するのやめたんだと、こういうふうな話になっているわけですから、なんでやめることになるのかお聞きをしたいなと。

あとその下の産業廃棄物処理事業、これ処分委託料500万円減して、新年度予算で5,000万円載せているわけですよ、逆に処分委託料。この年度超えてやるというのが、どうも私理解できないんだけど、解体の事業は24年度でやります。繰越明許しているわけですね、1億4,700万円。だから、処分料も何も繰越明許なんでしないで、別に今度ポンと4,500万円の一般財源500万円ということで載ってくるのか、その辺の考え方と、なぜそうなるのかお聞きをしたいと思います。

あと26ページでは、山木屋の地域安全パトロール事業費が大幅減額なんですが、予算で取った人員と確定人員、それからホームセキュリティも予算で取った箇所数と確定箇所数、これについてお聞きをしたいと思います。以上でございます。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁いたします。

議員お質しのとおりでありまして、これを執行するためには人員の適材適所、また、権限の与え方、それぞれの人事管理の問題が大きいかかわってくることも原因でありますので、4月の異動等も含めて、この体制をしっかりと作っていかなくちゃならないと思っていますので、培っていく考えでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋良之君） 2 番 高橋議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、補正予算書 24 ページ、環境衛星事業費の産業廃棄物最終処分場周辺水質委託料でございますが、皆減であるのかというご質問でありました。皆減ではなく、予定 2 回を 1 回としたものであります。年に 2 回の検査を当初予定いたしておりましたが、2 回目、いわゆる通常ですと今頃なんでございますけれども、この検査につきまして地元とご相談申し上げたところ、これにつきましては、現在、避難をして水を使っていないということ、それから帰還間近になってから検査をすることを望むというふうなことというお答えをいただいたものでありますので、2 回を 1 回としたものです。したがって、補正減となりました。

次に、同じ 24 ページの災害廃棄物処理事業のいわゆる委託料の関係のお質しがありました。これにつきましては、繰り越しの関係ともあるのでございますが、まず、この委託料は解体工事をする。これは工事請負費で業者さんに発注をさせていただきます。そして、そこで廃棄物が生ずる。その廃棄物を業者さんをお願いをしているのではなくて、町が業者さんには運んでいただくんですけれども、処分そのものは川俣町が福島県産業廃棄物協会さんに委託をして、町が費用をお支払いするものでございます。議員のお質しにもございましたけれども、今年の 1 月になってから募集しました。この分を 24 年度の工事請負費で発注をし、そこにだから繰り越しが出てくるんですけれども、25 年度の予算で処分を委託をさせていただくというふうなことで、確かに年度の区分け、24 年度、25 年度の差がございますけれども、これはその意味では請負の発注、処分の委託、これは一連のつながっているものだということでご理解を頂きたいと思います。どうしても要するに解体しないと委託できないじゃないですか。その関係で 25 年度とさせていただいたものですから、そのようになっております。

次に、繰越金についてご説明、よろしいですか。では、以上です。

○議長（佐藤喜三郎君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） 繰越明許費の中の 5 番、農林水産業費であります。被災地農業復興総合支援事業費についての繰り越しにつきましての理由及びこれからの対応について、お答えいたしたいと思います。まず、これシャモ鶏舎の分に...

○議長（佐藤喜三郎君） あれ、質問ないよ。産業課はなかった。生涯学習課長。

○生涯学習課長（松本康弘君） 質問にお答え申し上げます。

おじまふるさと交流館と合宿所の収入関係の質問でございますが、まず、おじまふるさと交流館でございますが、当初予算 382 万 5,000 円を見込んでおりましたが、この 1 月末で 160 万円程度、それから最終的には 200 万円程度を見込んでおるところでございます。180 万円を減額ということでございます。当初の予算から見ると 52.2% ということでございます。赤字ということでございますが、計画当初は 400 万円の 3,000 人という形で歳入のほうは見込んできた経過がございます。そちらから見ますと赤字は 200 万円ということになろうかというふうに思います。なお、減収分につきましては、歳入で見れば 400 万円を見込

んでいたということでございます。なお、減収分につきましては、東電への補償・賠償請求ということでやることになっております。

それから、合宿所でございますが、当初予算は270万円で見込んでおりましたが、この3月末の見込みでは最終的に約100万円程度になろうかというふうに見込んでおります。当初の37%程度となろうかと思っております。これはやはり原発事故の影響によるものが大きいということで考えております。なお、同じく減収分につきましては、東電の賠償請求ということで行うこととしております。

以上でございます。

○議長（佐藤喜三郎君） 教育次長。

○教育次長（仲江泰宏君） ご質問にご答弁申し上げます。

はじめに、補正予算書の22ページでございますが、子ども手当支給事業費にかけます当初予算と補正予算との人数等の比較でございますが、説明に当たりましては、子ども手当の根拠となります児童数につきましては、国県負担金申請及び実績報告におきまして、述べ児童数での申請及び実績となりますので、人数につきましては延べ人数でご説明をさせていただきます。はじめに、被用者子ども手当でございますが、当初は1万1,743人、実績見込みが1万1,522人、221人の減でございます。続きまして、非被用者子ども手当でございますが、当初予算が3,328人、実績見込みが3,097人、231人の減でございます。次に子ども手当でございますが、当初予算4,768人、実績見込み4,668人、100人の減でございます。合わせますと、当初予算におきましては述べ児童数1万9,839人でございますが、実績見込みでは支給事業費全体で1万9,287人となりまして、人数で552人の減、金額で660万5,000円の減としたものでございます。

続きまして、ご質問の2点目でございますが、まず、ページ数で申し上げますと、28ページでございます。28ページの扶助費には、避難児童生徒等支援事業費237万6,000円の減としております。この事業は議員お質しのように、東日本大震災によりまして被災いたしまして、経済的理由により就学困難となっている被災児童、生徒への学用品や給食費の補助でございます。このような収獲援助事業を実施してございます。学用品等につきましては、当初小学生100名、中学生38名、計138名の予定でございましたが、実績見込みで小学生が65名、中学生が35名、合わせて100名となり、合わせて38名の減となるものでございます。給食費も同様でございます。先ほどのご質問の中で、基本的には山木屋小学校、中学校の児童、生徒並びに被災地域から区域外就学をしている対象児童、生徒にもこの給付はできるものではございますが、基本的には被災した出身市町村、若しくは川俣町でいずれかでも受けることは可能でございますが、この減につきましてまだ実績出しておりませんが、他地域から区域外就学が小学校が10名、区域外が9名と見込んでございます。以上、答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまご質問のまず16ページの災害派遣職員負担金に対する交付税措置の時期でございますが、現在の段階では24年度中ということまでしか分かりません。また、18ページのみんなでつくるまちづくり事業費の件でございますが、現在のところ助成できるものがございますので、全額の減額でございます。また、歳入の関係でふるさとづくり寄附金の現在高は260万2,200円でございます。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。

ちょっと順序は前後するかもしれませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、寄附金関係でございますが、今回の補正予算につきましては400万円でございます。6月定例議会に報告分が37万3,000円、9月議会報告分が135万円、12月議会報告分が137万6,049円、今回の3月の議会に報告分が96万7,893円と、合計いたしますと400万円前後になるということで、今回の計上になったわけでございます。

義援金につきましては、山木屋すべての計画的避難区域に指定されている山木屋地区の方に配分するということになっております。現在、山木屋地区の方1人あたりに配分可能な額を試算したところ、1人あたり1,600円程度ということで、総額であることから国、県からの義援金と合わせて配分することを検討してございます。県の方に問い合わせしたところ、本年5月ごろに配分を検討しているということになりますので、一緒に配分をしたいと考えてございます。今までの義援金につきましては、平成22年、23年、24年で総額で8,974万7,818円を義援金としてお支払いをしてございます。

次に、18ページの自治組織の件でございますが、今回53万1,000円の減額になっております。当初は自治会を15予定しておりました。今現在、14の自治会がございまして、今年度中丁の自治会が加入してございます。宮川地区が残っておりまして、今回まだ設置しないということで、その均等割と世帯割の分大体40万円ぐらいになります。あとは世帯の減ということになろうかと思います。

次に、パトロール関係でございます。パトロール関係については、週5日ということでやっておりましたが、実質1週間に3.5日ということで、そのほかに突発的な何かがあればお願ひするということになっておりましたので、今回は減額となるものでございます。セキュリティにつきましても、当初は山木屋全体の世帯を考えてございましたが、今回28件でございます。今後は新規もあるということも考えたうえで、今回の減額となっております。

次に、庁舎解体でございますが、繰越明許費の解体でございますが、先ほど議員のご指摘がありましたように。

○議長（佐藤喜三郎君） 質問にないでしょう。消防だよ、消防。

○総務課長（高橋清美君） 消防につきましては、昨年、9月20日開催の市町村防災担当者会議で、川俣町を断定的重点区域原子力災害対策を必要とする市町村と指定

する旨の説明がありました。よって、地域防災計画の中で、原子力災害対策編が必要となるということで、今回、補正予算をお願いをしたところであります。ただ、昨年10月30日に、国の原子力災害対策指針が公表されて、それに基づき防災担当会議で暫定的重点区域となった川俣町を含む13市町村は、原子力災害対策編の策定をすることになりました。今回、25年3月までの策定という目的でございましたが、先ほども議員お質しのとおり、発注の遅れもございまして、今回進んでいないということで、今後、3月28日までには契約をしていきたいというふうに思っております。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（松本康弘君） 先ほどの赤字の関係で補足説明させていただきます。

当初の計画整備時のことかというふうに最初受け取りましたので、間違いましたので、お答えいたします。

おじま交流館事業費全体では、1,232万2,000円の予算でございます。それに対して今回200万円の減ということでございますので、1,032万2,000円ということになります。

それから、合宿所のほうでございますが、合宿所管理運営費は568万7,000円でございます。今回、100万円の収入ということで見込みましたので、468万7,000円ということでございます。以上、答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 答弁漏れはないですか。まだある。（不規則発言あり）

あの質問者にお伺いします。調査しないとということですが、いかがしますか。（不規則発言あり）

それでは、今の質問で答弁できない分、これから調査の時間が入るということでここで休議に入るんですが、ここで5時を過ぎる可能性がありますので、ここでお諮りをしたいと思います。

本日の会議時間は議事の都合によって、延長することについては、皆さんのご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） それでは、ここで会議時間は延長するということで決定いたします。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） ここで暫時休議いたします。

（午後4時34分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 再開いたします。

（午後5時04分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 当局の答弁を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） 寄附金にかかる予算額と収入額との関係でございま

すが、ふるさとづくり寄附金でございまして、予算額が５３万７、０００円に対して、収入額が２６０万２、２００円でございますので、未計上額が２０６万５、２００円でございます。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 一般寄附は２万円でございます。（不規則発言あり）同じく上がっておりませんので、後で上げる予定でございます。後で一般のほうで上げたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○２番（高橋道弘君） 町長ね、だからあらゆる財源を補足しましたと、こう言うんだけど、今、お聞きしましたとおり、２０２万６、０００円が未計上なわけでしょう寄附だけだって。あらゆる財源補足したとは、３月だから言えないじゃないですか。年度途中だから、まだ、それは上げないんだというなら、それは分かりますよ。そしたら、また、専決補正でまたボンと上げてきて、一般財調からの繰り越しその分減らしますと、またやるわけでしょう。だから、また、残高が残ると、こういう話になってくるわけでしょう。だから、なんというのかな、原発事故以来、国から交付金がなんぼでもくるからそんな小さい金という頭なんでしょうけど、川俣町の通常の一般の計上からいったら、２００万円という財源は貴重な財源なわけじゃないですか。ましてやふるさとづくり寄附金というのは、川俣町以外の人が川俣町の振興のために、発展のために使ってくださいと計上しているものでしょう。だから、その寄附を受けて計上して、きちっと寄附をした人の気持ちに従って事業に充当していくというのが、寄附を受けた自治体としての責務だと思うんですが、そうは町長としては思わないのかどうか再質問したいと思います。

それから、おじまふるさと交流館とこの合宿所なんだけど、課長の答弁だと、歳入減になった分は原発の事故なので東電に賠償請求していくだと、こういう話なんですけど、これ今まで１億８、０００何百万円、去年も請求したんだけど、１円も入っていないわけでしょう町にはね。東電の賠償金とか請求しても１円も入っていないわけですよ。一方、企業会計のほうはちゃんともらっているわけでしょう。７８万円のほうの未収金はあるにしても。この合宿所とかおじまふるさと交流館などというのは、別会計にすることはできるわけですよ。そうでしょう、営業活動しているわけですから。だとすれば、特別会計、あるいは企業会計に別会計に持っていて、減収分は請求しますと言えば、東電だって払わざるを得ないじゃないですか。と、私は思うんですけど、そういう工夫をです、新年度からやっていくというふうな提案にはなっていないんだけど、単に減収になったから困った、困ったというだけの話で、なんぼ東電に賠償したって、実際に経営するということは、実際に収入が得られるように考えなくちゃいけないでしょう。だとすれば、私は、この合宿所とかふるさと交流館などというのは企業会計に持っていて、別会計積立にして、別会計で組んでですよ、そして、減収分は全部東電に請求して未収分だと、おまえらのおかげで風評被害でお客さん来ないんだよというふうに持っていけば、収入と

して私は見込まれると思うんだけど、町長はそういうふうには考えないのかどうか、再質問をしたいと思います。

それから、先ほど教育次長かな、1万9,839人から550人減ったんだという話なんです、これは転出して行っていなくなっちゃって減っているのか、もともと計上の仕方に問題があったのか。そうじゃなくて、計上は問題なかったんだけど、子どもさんがいなくなってしまうと、こういうふうな減少になっているのか。子どもさんの数というのは、町の将来に非常に敏感に反映するものですからお聞きをしたいんです。

あと就学支援もなんか最初これもらった資料では40人減ったと書かれているんだけど、今度38人になったそうだけど、これも保護者の収入が増えたから減ったのか、原因は何なのかも再質問をさせていただきます。

それから、町長一番最初言ったこれだけの予算消化なじょしてするんだという話であります、そのとおりなんで考えたいということでもありますけど、単に考えているだけでは困るので、本当にどうやったらこの職員の方々に少しでも負担をかけないで、なおかつ町民の皆さんが目に見える復興がどうやったらできるのかということを見ると、正に執行体制そのものにあるわけですよ。全部そこと議会とずっとやっているわけでしょう、この2年間。遅い、何考えているんだ、いつやるんだと、一方、職員は職員のほうでそうは言われても、なかなかできないという問題があるわけでしょう。だから、具体的にこれ単に精神論で言うだけではなくて、本当にどうやったらできるのかと。例えば市町村支援センターから3人の方来てらしてますけども、それだけでじゃ間に合うんでしょうか、間に合わなければ、増やす必要があるわけでしょう。だけど、その増やす予算だって取っていないわけでしょう、25年度にね。だから、その辺は具体論として、どういうふうに町長25年度対応なさるのか、24年度なんぼ繰り越したって執行できなければ同じことなんですから、その辺はもうちょっと町長きちんとした具体的な方針を示していただきたいなと思います。

あと16ページの日進市さんと青森市さん分の1,800万円、3月には入るという話なんでしょう、今の答弁聞くと。そう言いましたよね。あつ24年度中なんでしょう。24年度中だったら24年度の予算になんで上げないんですか、この補正予算に。確定しているなら上げるのが、すべての財源を精査してという意味じゃないですか。また、これも専決でただ上げるの、1,800万円。間違いなく24年度もらえるんですと言ったならば、歳入項目に上げるべきじゃないですか、なんで上げないんですか、そこをお聞きしておきます。だから、そういうふうは何というのかな恣意的に、これは上げてみる、これは上げない、これは上げてみる、これは上げないとやっているから、何が本当の予算なのか分からないじゃないですか。25年度は25年度でやりますけど、そういうことになりますよ。だから、財源内訳が変わるわけでしょう、全部。だから、いつも財調8億円取り崩すのなんぼと言ったって、年度末になったら3億円で済みました、2億円で済みましたという話にな

るわけでしょう。今は、3月の最後の補正で議会にかかるのはこれしかないんですから、きちっとした正しい予算書を出していただきたいんですよ、私は。なんで1,800万円上げないのかお聞きをします。以上です。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

まず、1点目でありますけども、ふるさと寄附金は、本当に目的でいただいていることでありますので、これについては寄附をいただいた方に、その使ったことについて予算で上げた、この事業に使っていますというようなことも含めて御礼を申し上げながら、確実な寄附の目的に沿った流用をしていく考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

また、今、交流館と合宿所の減収分の取り扱いの関係であります、確かに企業的な言葉になると、そのとおりだと思うんです。ただ、今のところ合宿所、そういう会計ではございませんが、今のような言われたことについても、当然の内容だと私も今、考えましたので、これからそのことについても請求の中で請求していく考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

なお、3点目でありますけれども、適材適所の話は先ほど申し上げました。しかし、今現在も応援をいただいているスタッフもおりますので、そういったことについても、もう1回体制づくりの中で業務も含め、予算も含め、検討を加えて4月からのスタートに向けていきたいと。その中でまたいろいろと不備が人的な面が出る場合には、改めてまた議会のほうにお諮りしながら増員も含めて検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひをいたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 教育次長。

○教育次長（仲江泰宏君） ご質問にご答弁申し上げます。

はじめに、子ども手当の延べ人数で552人が減少していると。その原因等については予算計上、そして、実績から見てどうかというご質問でございますが、25年度当初予算の算定にあたりましては、基本的に出生数の見込み数等を踏まえながら算定してございまして、主な要因には転出とされる方も、その中に含まれてございます。なお、延べ人数で552人となってございましたが、年間3回の支払いでございますので、実人員は調査してございませんが、40～50名の減となったというふうに認識してございます。

また、2点目の被災児童就学援助事業の中で、対象者数が減ったというご指摘でございますが、当初見込みに対して減ってございますが、県の補助要綱等も踏まえながら対応させていただいているところでございますが、その中にはその補助事業を受けないという父兄の方もいらっしゃいました。また、避難区域等の解除指定により、該当しなくなった方、また、中学生等につきましては卒業で減少したと、そういった要因がありまして、若干の減少となっていると認識をしております。

以上、答弁を申し上げます。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまご質問の災害派遣職員の負担金の交付税の関係でございますが、まだ未確定であるために計上してございません。まだ24年度中というのは、出納整理期間も含めた期間でございます。

以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） あの教育次長ね、よく調べてないという話だけど、やっぱりそれは重要なことなので、きっちりやっぱり基礎数字、どういう減でどう減ったのかということを調べておかないと町の方の復興施策にもぶつてくることですから、きっちり把握しておいてもらいたいと思いますね。

それから、私分らないんだけど、未確定だからと言って5月出納閉鎖期間中には来るんだと言って、24年度中には収入するんだと言って、未確定だという言い方するわけでしょう。だから、そういう考え方が私は理解できないの、当初予算もそうなんだけど。未確定だから一般財源だって2億9,000万円だ何千万円だってですよ上げているわけでしょう、一般財源に充当しますと言って。だから、結局うそこき予算じゃないですかという表現になるんですよ。実際は交付金で来るのという話になるわけじゃないですか。だから、24年度の補正予算で言えば、24年度中には交付すると決めているわけでしょう、国は。だったら上げるのが筋じゃないですか。どうやったら確定なんですか。例えば補助金だってですよ、補助金は例えば1億円の事業やって66%の補助だから、6,600万円だと書いたときに、未確定だから上げないんですか、じゃ。補助申請して交付決定指令書来るまでは、未確定だという考え方をすれば、すべての事業ほとんどそうじゃないですか。国保だって何だってそうでしょう、全部。だから、後で調整して減額したり増額するわけでしょう、違いますか。何が未確定なのか、私分らないですね、この言っていることが。未確定だと言え、当初予算なんか全部未確定ですよ、そういうこと言え。交付税だって未確定じゃないですか、それを言え。未確定だけど、見込みでこういうふうにするんだということでしょう。だったら、1,000何百万ですよ、この日進市だ青森市さんの分1,800万円については、交付金で充当すると国が言っているならば、当然、交付金に上げなくちゃいけないんじゃないですかと私は言っているんですよ。未確定だから上げないというならば、当初予算は全部一般財源で書かなくちゃいけませんよ。そうでしょう。除染の経費だってなんだって確定しているわけじゃないじゃないですか。実績に応じて最終的に精算するんだから。何が未確定だという根拠になるんですか。分らないんで、そこね。だから、そういう考え方で予算を作っているから、あるものは補助金で上げて、あるものは一般財源で充当してと訳の分らない予算を作って提案しているんじゃないですか。それは25年度のほうでやるけども。これは確定しているんでしょう、実際は。だから、24年度中にはもらえますと2回目の答弁でしているわけじゃないですか。けども、未確定だから上げてないんだと言ったら、じゃすべてのがな上げないようになるんじゃないですか。全部この補正予算に上げているがなも未確定分はいつぱ

いあるじゃないですか、そういうことから言えば。何が未確定なんですか。そこら辺の根本的な財政運営の考え方、どういうものはどういうふうに上げるんだという、確定というのは何を指して確定というのか明確にしてください。国が補助金ならば交付決定通知書、そういうものが来たものだけが確定だと言うならば、そういうふうに予算作り直して出してくださいよ。全然言っていることがめちゃくちゃですよ。それだけ3回目聞いておきます。

町長、あとさっき言ったのはね、確実に実行してくださいよ。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問で何が未確定なのかということでございますけれども、交付税につきましては、補助金等とはまた性格が違うということで、例えば今年の23年度、24年度につきましても、交付税で交付されたものの見直しということの連絡もございます。そういったこともございますので、今般はまだ要素として、そういう認められるというふうなお話しはございますが、金額がまだ分からないという状況でございましたので、計上いたしませんでした。

以上で答弁といたします。

（「議事進行」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） そういうあやふやな答弁で私は質問終われと言われたって、納得できませんよ。じゃ、当初予算の交付税は全部未確定じゃないですか、そんなことと言えば。すべての交付金、国庫支出金、全部未確定でしょ、そういう言い方するならば。そんなことで予算審議できるわけじゃないじゃないですか。ちゃんと精査して統一見解だしてくださいよ、町長。

○議長（佐藤喜三郎君） 当局はどういう見解になりますか。

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） それでは、このままでは当局の答弁があいまいなので、統一見解を出すということで、多少時間ほしいということですので、暫時休議します。あまり時間かけないで出してください。（午後5時22分）

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） 再開いたします。（午後5時30分）

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいま大変申し訳ございませんでした。今般の補正予算に、ただいまの災害派遣職員の負担金分の交付税分の計上が漏れましたので、3月の専決補正に計上したいと考えております。大変申し訳ございませんでした。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「議事進行」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） あの財政課長がそういう発言をしてて、今年度入ってくるん

ですということはっきりしているわけでしょう。それをこの予算書に反映しないで、そのまま専決で入れさせてもらいますなんかいうもの、これは子ども会やっているんじゃないんだから、そんなことで本当に審議できるんですか。そういうことがあるならば、ちゃんと予算提案し直すほかないでしょう。そんなままごとやっているんじゃないんだから。住民の代表機関で審議しているのに、そんなまま進めようなんて、そんな考えには立てないですよ。だから、予算書だって作り直して、それでもらうほかないですよ。そうなれば。そんな生やさしいわけにはいかないですよ。

○議長（佐藤喜三郎君） 今、遠藤議員から発言がありましたが、そのほかありませんか。それでは、町当局では。はい、副町長。

○副町長（永田嗣昭君） ただいまの件でございますが、先ほど企画財政課長が、今回については未確定な部分という発言がありまして、そこはまあ確かに問題があったというところでございます。そのためにその後の対応ということで方向性を示したというようなことで、ご理解いただけない部分もあるのかもしれませんが、今回の提案については、今の計上するもので対応していただいて、その後、その方向でやるということでご理解いただけないかということのお願いでございます。以上です。

○議長（佐藤喜三郎君） それでは、遠藤議員からの発言はあるわけですが、この議案について、審議を続行するかしないかを皆さんにお諮りをしたいと思います。（不規則発言あり）

副町長。

○副町長（永田嗣昭君） 先ほど私のほうから、このままでという話をしましたが、それは訂正をいたしまして、内容について計上をもう一度修正しまして、再度提案というような形にしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤喜三郎君） それでは、この議案については、町のほうで訂正をして出したいということですので、この本会議は今日以降の日程が組んでありませんので、議運を開いて、今後の日程を組んで（不規則発言あり）いやいや明日からの本会議の日程がない。明日は常任委員会ですから。だから、日程を組まないと、本会議が最終日だけになっちゃうんです。補正だから、ならば早くやりたいということもあるでしょうから。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 暫時休議して、議会運営委員会を開催したいと思います。

（午後5時37分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 再開いたします。（午後5時50分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） ただいま議会運営委員会を開催しましたので、議会運営委員長から結果について報告願います。石河議会運営委員長。

○議会運営委員長（石河 清君） それでは、私のほうから議会運営委員会の結果について報告をいたします。

町から補正予算について訂正請求を提出する予定となりましたので、これをもって本日は審議を終了し、明日１４日、午前１０時から引き続き補正予算の審議を行います。

したがって、午前９時から議会運営委員会を開催し、９時半から全員協議会を開催して訂正された内容について説明を受けた後、午前１０時から本会議を行うことに決定をいたしましたので、よろしくお願いします。

○議長（佐藤喜三郎君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長から説明のあったとおり、明日、１０時から本会議を行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

したがって、明日１０時から本会議を開くということに決定いたしました。

◇

◇

◇

◎延会の宣告

○議長（佐藤喜三郎君） それでは、これをもちまして本日の会議は延会といたします。
ご苦労さまでした。（午後５時５２分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

川俣町議会 議長 佐藤 喜三郎

同 署名議員 高橋 真一郎

同 署名議員 鳴原 利光